

Akita Shinkin Bank  
ディスクロージャー

# DISCLOSURE 2021

あきしんの現況



おかげさまで  
**110**周年

いままでも これからも  
みなさまの笑顔のために



 秋田信用金庫

DISCLOSURE  
2021

ディスクロージャー

あきしんの現況



ハギー (Huggy) ナミー (Nummy)

 秋田信用金庫

〒010-0921 秋田県秋田市大町三丁目3-18  
フリーダイヤル 0120-345-112 FAX 018-823-5110  
U R L ● <https://www.shinkin.co.jp/akishin/> E-mail ● [s1120000@facetoface.ne.jp](mailto:s1120000@facetoface.ne.jp)



この冊子は再生紙と  
植物油インキを使用  
しています。





# 秋田信用金庫と地域社会

## 地域社会における 当金庫の取組み

当金庫は、秋田市及び男鹿市・南秋田郡を主要営業地区として、地元の中小企業や住民の皆様が会員となってお互いに助け合い、お互いに地域の繁栄を図ることを目的として設立された相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金・積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様と連携し、地域経済の活性化、更には持続的発展に貢献できるよう努力いたしております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化芸術の発信・支援、環境保護、青少年健全育成等「街づくり、人づくり」に微力ながらもお役にたてるよう、日々取り組んでおります。



**お客様**  
うち会員数  
**23,668人**

**出資金**  
**12億4百万円**

**預金・積金**  
**1,337億7百万円**

法人: 252億31百万円  
個人: 1,069億67百万円  
金融機関: 4億11百万円  
公金: 10億96百万円

## 地域 貢献活動

地域密着型金融の推進

地域とのつながりを強めるため、種々の取組みを展開しています。  
(詳細は、P10~14をご覧ください。)

## 大切にしたい あなたとのつながり 秋田信用金庫

常勤役員数:164名 店舗数:16店舗

### 2020年度の決算状況

業務純益:2億5百万円  
当期純利益:1億49百万円  
自己資本比率:12.75%

## 安全かつ 効率的な資金運用

貸出金以外の運用  
**668億53百万円**

### ●●● 貸出金以外の運用 ●●●

お客様からお預かりした資金の一部を、有価証券等で運用しております。  
なお、有価証券については安全性を重視し、信用力の高い債券を中心に運用しております。

預け金:237億98百万円  
有価証券:420億13百万円

\*預金積金に占める有価証券の割合:31.42%

## 環境自主行動計画の推進

当金庫は、2005年6月、資源保護や大気汚染・温暖化防止などの環境問題の重要性を充分認識し、環境に配慮しながら、地域社会の一員としてその社会的責任を果たしていくため、「環境自主行動計画」を制定いたしました。  
2020年度は、クールビズ・ウォームビズ・古紙配合率70%以上のコピー用紙の使用などに取り組みました。

## 中小企業等 支援業務

事業再生・中小企業金融円滑化を推進するため、取引先企業の経営改善に積極的に取り組んでいます。  
(詳細は、P4~6をご覧ください。)

**貸出金**  
**719億19百万円**

法人・個人事業主:441億95百万円  
個人:228億12百万円  
地方公共団体:49億10百万円

# 地域密着型金融の取組み

## 1 経営改善支援の取組み実績

当金庫では、経営不振に陥っている取引先企業に対して、経営改善計画策定のための支援及び経営改善実行のための助言及び進捗管理を行うことにより、取引先企業の業績向上、経営安定化及び事業継続に資することなどのコンサルティング機能強化を目的として、経営改善支援取扱規程を策定・施行しております。同支援規程では、支援企業の選定基準、経営改善への取組方法及びモニタリングの方法などを規定しているほか、著しく経営改善状況が芳しくない取引先については常務会へ報告することとしております。

2020年度においても35先を選定し、「経営改善計画のモニタリング報告書」等により、計画の進捗状況や今後の支援状況等を、営業店及び本部担当部署が一体となって管理しております。

2020年度の中小企業に対する経営改善支援の取組み実績は、下表のとおりとなっております。

【2020年4月～2021年3月】

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し た先数 δ	経営改善支援 取組み率 = α / A	ランクアップ率 = β / α	再生計画策定率 = δ / α
正 常 先 ①	877	-	-	-	-	-	-	-
その他要注意先 ②	407	23	-	23	9	5.7%	-	39.1%
要 管 理 先 ③	1	-	-	-	-	-	-	-
破綻懸念先 ④	71	12	-	12	-	16.9%	-	-
実質破綻先 ⑤	47	-	-	-	-	-	-	-
破 綻 先 ⑥	7	-	-	-	-	-	-	-
小 計 ②～⑥	533	35	-	35	9	6.6%	-	25.7%
合 計	1,410	35	-	35	9	2.5%	-	25.7%

- 注) ● 期初債務者数及び債務者区分は2020年4月初時点で整理しております。  
 ● 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。  
 ● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。  
 ● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。  
 ● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。  
 ● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。  
 ● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。  
 ● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。  
 ● 「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」



## 2 地域密着型金融推進事項

### (1) 本業支援

#### ビジネスマッチング等への参加

- ア. 2020年10月30日～11月20日開催のオンライン・ビジネスフェア「しんきんフードEXPO 2020」に当金庫取引先2社が出展し、商談等を行いました。  
 イ. 2020年11月12日開催（会場：秋田テルサ）の「秋田県産食材マッチング商談会」には当金庫取引先9社が出展しました。  
 ウ. 2021年3月10日開催（会場：夢メッセみやぎ）の「ビジネスマッチ東北2021春」には当金庫取引先10社（リアル出展7社、WEB出展のみ3社）とバイヤー1社が参加しました。取引先のうち4社がバイヤー5社と商談等を行いました。



### (2) 経営改善支援

#### ① 取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握及び経営指導を目的に1996年度より、取引先企業の代表者及び経理担当の方々と当金庫融資部・営業店役職員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。2020年度は10社に対して実施しました。

定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

#### ② 外部専門家の活用

##### ア. 秋田県よろず支援拠点出張相談会

本相談会は、よろず支援拠点のコーディネーターが当金庫の営業店に出向き取引先の相談を受けるもので、相談内容は販路拡大・原価管理・補助金申請・経営改善全般等、中小企業や個人事業の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じています。

2020年度の相談者数は21先となりました。

##### イ. 秋田県事業引継支援センター・秋田県事業承継相談センター

取引先企業の事業承継支援を各センターと連携し実施しており、2020年度の相談先は37先となりました。

#### ③ 秋田県中小企業支援ネットワーク会議へ参加

2012年4月に各関係省庁（内閣府・金融庁・中小企業庁）より示された、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」における『各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築』を踏まえ、秋田県においても、秋田県信用保証協会が中心となり「中小企業支援ネットワーク会議」を開催、「集中支援ワーキンググループ（以下WGという）」「事業承継WG」「情報化推進WG」と三つのWGを強化しており、2020年度当金庫は、各WG会議へ、延べ5回出席しました。

### (3) 創業支援

#### ① 「あきしん創業ローン」等創業融資による支援

2015年7月より、地域の開業率向上及び雇用創出を目的に、秋田県信用保証協会及び日本政策金融公庫と連携し、「あきしん創業ローン」を発売しました。2020年度「あきしん創業ローン」の実行は4件9,700千円となり、その他創業融資は、11件の99,750千円となりました。

#### ② 「あきた創業サポートファンド」による創業支援

近年、従来からの創業支援補助金や創業融資制度に加え、直接金融による創業支援金融制度が注目され求められていることから、ファンド運営や直接金融による創業支援のノウハウがあるFVC Tohoku株式会社、と当金庫のテリトリーである秋田周辺広域市町村圏の各自治体と連携し、2015年10月1日標記ファンドを設立しました。

2020年度は、当ファンドの期限である2023年6月30日に向けたモニタリング活動に注力し、11社に対し25回のモニタリングを実施しました。

#### ③ 「秋田まちづくりファンド」による創業支援

「秋田市の中心市街地を含む秋田駅から山王地区および土崎地区」における空き家・空き店舗・空きビル等のリノベーション等を行い、店舗・オフィス・宿泊施設等を整備・運営する事業に対し投資を行い、対象エリアの価値向上を図るなど、地域の課題解決を目的として、当金庫と一般財団法人民間都市開発推進機構の共同出資により、2021年2月26日に標記ファンドを設立しました。

2020年度は、空き店舗をリノベーションし、新たに飲食店をオープンさせた事業所に対し、同ファンド第1号の投資をしました

### 3 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2020年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は154件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は7.3%、保証契約を解除した件数は7件となりました。



## 金融仲介機能のベンチマーク

金融仲介機能の質を一層高めていくため、金融機関自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価するための指標として、2016年9月に金融庁が「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という。）を策定・公表しております。

当金庫では、金融庁から公表された共通5項目、選択50項目からなる55項目のベンチマークの中から選択した共通3項目、選択22項目を当金庫における経営上の重要指標と位置づけ、取組みを強化することとしております。

### 1 共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2021年3月31日
取引先企業の経営改善や成長力の強化	当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数は、グループベース）、及び、同先に対する融資額の推移	メイン先数	639先
		メイン先の融資残高	169億円
		売上または就業者数が増加するなど経営指標等が改善した先数	322先
		経営指標等が改善した先の融資残高	107億円
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	当金庫が関与した創業、第二創業の件数	創業件数	15件
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）	「事業性評価に基づく融資」 <sup>(※)</sup> を行っている与信先数	679先
		上記計数の全与信先数に占める割合	41.6%
		「事業性評価に基づく融資」 <sup>(※)</sup> を行っている与信先の融資残高	274億円
		上記計数の全与信先の融資残高に占める割合	62.1%

(※) 事業性評価に基づく融資

企業の財務分析、将来キャッシュフロー及び資金繰り状況の推計等による定量的評価のみに依存することなく、企業への訪問やヒアリングにより事業の独自性・創造性・将来性、地域社会における事業継続の必要性及び経営者の事業運営に対する意欲・創意工夫等の定性面をも踏まえて事業内容を評価するとともに、担保・保証に必要以上に依存しない融資をいいます。

### 2 選択ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2021年3月31日		
			2021/3	2020/3	2019/3
地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	全取引先数の推移 メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	全取引先数 メイン取引（融資残高1位）先数の推移 全取引先数に占める割合	2021/3	2020/3	2019/3
			1,634先	1,435先	1,436先
			639先	583先	557先
			39.1%	40.6%	38.8%

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2021年3月31日		
			地元中小与信先数①	無担保融資先数②	②/①
事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数、及び、左記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数	事業性評価の結果を示して対話を行っている取引先数	774先		
	地元の中小企業と信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	1,609先	1,468先	91.2%
	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合	1,609先	1,382先	85.9%
	地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合	1,609先	47先	2.9%
	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	318億円	160億円	0円
	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	「経営者保証に関するガイドライン」 <sup>(注1)</sup> の活用先数、及び、全与信先数に占める割合	1,634先	132先	8.1%
	本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合	ビジネスマッチングへの出店先や「秋田県よろず支援拠点」 <sup>(注2)</sup> 等での販路拡大の相談をした先数及び全取引先数に占める割合	1,634先	49先	3.0%
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	本業支援先のうち、売上または就業者数が増加するなど経営改善がみられた先数	18先		
	ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合	本業支援・経営計画策定支援・創業支援・販路開拓支援・事業承継支援等ソリューション提案先数、及び、同先数の全取引先数に占める割合	1,634先	126先	7.7%
	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	639先	65先	10.2%
	創業支援先数（支援内容別）	創業期の取引先への融資（創業計画の策定支援、信用保証付、ベンチャー企業への投資）	0先	12先	0先
		ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	441億円	39億円	8.8%
		全取引先数①	ソリューション提案先②	②/①	

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：2021年3月31日		
			地元	地元外	海外
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	7先	9先	0先
	ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数	「あきた創業サポートファンド」 <sup>(注3)</sup> の活用件数	13先		
	事業承継支援先数	事業承継支援先数	38先		
	事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合	事業再生支援先における「実抜計画」 <sup>(注4)</sup> 策定先数、及び同計画策定先のうち未達成先の割合	実抜計画策定先数①	未達成先数②	②/①
	事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービス等への債権譲渡における損失額を含む）	事業再生支援先における「DDS」 <sup>(注5)</sup> を行った先数、及び、実施金額	先数		実施金額
迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金に占める短期融資の割合	361億円	73億円	20.2%
他の金融機関及び中小企業支援施策との連携	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数	「秋田県中小企業再生支援協議会」 <sup>(注6)</sup> の利用先数	0先		
	取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	取引先の販路開拓等に係る「秋田県よろず支援拠点」 <sup>(注2)</sup> 等の活用先数	19先		
	取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数	取引先の本業支援のため、政府系金融機関と提携・連携した先数	0先		

用語の説明

- (注1) 経営者保証に関するガイドライン**  
経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っているも、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、思いきった事業展開や、早期事業再生等を応援するガイドラインです。
- (注2) 秋田県よろず支援拠点**  
中小企業・小規模事業者のための経営相談所として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。
- (注3) あきた創業サポートファンド**  
地方創生の必要性や推進に注目が集まる中で、その有力な手段である「創業」の活性化を目的に、当金庫のほか秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村の秋田周辺広域市町村圏の各自治体等の出資により、2015年10月に設立しました。  
当ファンドはその主要な役割として、資金供給に加え創業とその後の事業推進をスムーズなものとし、継続的な成長につなげることを狙いとして、投資先企業への経営関与を最重視しています。
- (注4) 実抜計画**  
実現可能性の高い、抜本的な経営再建計画のことです。
- (注5) DDS**  
金融機関からの既存の借入金を、返済順位の低い「劣後ローン」に転換した借入金です。資金繰りの安定や利息の軽減が図られます。
- (注6) 秋田県中小企業再生支援協議会**  
厳しい経営環境にある中小企業に対し、事業再生の支援をすることを目的とし、東北経済産業局の委託を受け設置された公的な機関です。



# あきしんこの1年

## 2020年



### ● 泉支店の統合

1998年の開設以来ご愛顧いただいております泉支店につきまして、営業エリアの人口減少や店舗を取巻く環境の変化や店舗運営の効率化を考慮し、2020年9月14日付で新国道支店に統合しました。



### ● 秋田県2信用金庫「SDGs 共同宣言」の公表

秋田県内の2信用金庫（羽後信用金庫、秋田信用金庫）は、国際連合が提唱する『SDGs（持続可能な開発目標）』に賛同し、協同組織の金融機関として地域の課題解決に取り組み、持続可能な社会を実現するため、2020年10月1日、『SDGs 共同宣言』を公表いたしました。

今後も、秋田県の持続的発展に向けて、「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の各分野で、2信用金庫が連携して取り組んでまいります。



【参考：SDGs（Sustainable Development Goals）とは】  
2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」をいいます。SDGsには、持続可能な世界を実現するため、産業の成長や環境整備、平和、教育等に関する17のゴールが定められており、世界のあらゆる国、企業を含む多様な組織・人が協力・連携し自主的に取り組んでいくことが求められています。

#### 秋田県内2信用金庫のSDGs共通の取り組み

	地域経済	地域社会	地域環境
SDGs 活動方針	1. 創業支援、成長支援、経営改善支援、事業承継支援、M&A支援 2. ビジスマッチング等の販路開拓支援 3. 感染症、自然災害の影響に対する支援 4. キャッシュレス決済の普及推進 5. 秋田県との包括連携協定に関する取組み 6. 信金中央金庫、他県信用金庫との連携 7. 各種セミナー、相談会等の開催 8. 外国人材活用支援	1. 各自治体、商工会議所等との連携 2. 感染症予防対策に関する取組み 3. 特殊詐欺被害防止への取組み 4. 高齢者や障がい者等へ配慮した取組み 5. 少子化対策への取組み 6. 健康経営の取組支援 7. 成年後見制度への対応 8. 働き方改革への取組み 9. 各種スポーツ大会、文化普及活動の取組み	1. ペーパーレス化への取組み 2. 環境保全活動への参加 3. 再生可能エネルギー設備への積極的融資 4. 省エネルギー投資の促進 5. 環境性能に優れた製品等への優遇措置
SDGs 目標			



### ● 秋田駅前支店新装開店

本店隣別館内に設置された仮店舗内で営業を行ってきた秋田駅前支店は、秋田版C C R C拠点施設「クロッセ秋田」の完成に伴い、2020年10月5日より、同拠点施設内1階に新装された店舗での営業を開始しました。また、秋田駅前支店の新装開店に伴い、トピコ・エリアなかいちATMコーナーを廃止しました。

お取引先の皆様へは、なお一層のサービス向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### ● 人材紹介業務にかかる県内金融機関との連携協定締結

地元企業が抱える「人材」に関する経営課題の解決に向けて、地元金融機関が連携して取り組むことを目的に、10月30日、株式会社秋田銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合との間で人材紹介業務にかかる連携協定を締結しました。

本連携協定は、2019年6月に地域課題の解決を目的として締結した「M&A業務にかかる連携協定」に続く、県内4金融機関による連携協定の第2弾となります。



### ● お客様アンケート調査の実施

窓口業務、得意先活動や商品・サービスに対するお客様の満足度やニーズを把握し、今後の経営・サービスに反映することを目的に、11月16日～27日に3年ぶりにお客様アンケートを行いました。

多くのお客様にご協力いただき、今後も調査結果を真摯に受け止め、お客様満足度の向上に取り組んでまいります。

## 2021年



### ● 大雪被災者に対する相談窓口の設置と災害復旧ローンの取扱い開始

年末から続いた秋田県内陸南部を中心とした大雪により被災された方々の早期災害復旧に向けたご支援のため、1月8日、「特別相談窓口」を設置するとともに「災害復旧ローン」の取扱いを開始しました。

2021年

1月

### ●第40回信用金庫PRコンクール入賞

第40回信用金庫PRコンクール(170信用金庫参加)のカレンダー部門において、当金庫の2021年のカレンダーが優秀賞を受賞しました。



### ●「パートナーシップ構築宣言」の公表

サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様と連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、「パートナーシップ構築宣言」を公表しました。当金庫は、今後とも、協同組織の金融機関として持続可能な社会を実現するため、「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の各分野で地域の課題解決に取り組んでまいります。

(※)「パートナーシップ構築宣言」とは新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢は大変厳しくなっており、企業間取引(特に下請企業)において「取引条件のしわよせ」等が懸念されます。このような厳しい情勢下、経団連会長、日商會頭、連合会長及び関係大臣(内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省)をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された自主的な取り組みです。

### ●「あきしん会」の地域貢献活動

「あきしん会」は地域貢献活動の一環として1995年から毎年、福祉施設に車イス等の備品購入の助成金10万円を寄付しています。2021年は八郎潟町の介護施設「グループホームけやき」が贈呈先に選定され、2月4日贈呈式を行いました。



2月

### ●信金中央金庫 地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」の活用(業界総合力の発揮)



信金中央金庫 地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」に、当金庫が推薦した秋田県が行う地域創生事業「若年女性の県内定着に向けた事業」(事業年度は2021年度から3年間)が寄附対象事業に決定し、2021年2月、信金中央金庫から秋田県に対して10百万円の寄附が行われました。今後は、当金庫の顧客企業・個人に対して、県が行う様々な施策についてのアプローチや情報提供、女性起業家に対する投資・融資による支援、全国254金庫のネットワークを利用した支援を積極的に行っていく方針であります。

3月

### ●創業110周年

2021年3月29日、当金庫は創業110周年を迎えました。

コロナ禍の影響を考慮し、祝賀会等は行わないこととしましたが、110周年記念社会貢献事業として、「一般社団法人秋田県医師会」へ5百万円の寄付をしました。

地域の課題解決への取り組みの一環として、新型コロナウイルス感染症の対応にあたる県内医療従事者・医療現場への支援を目的とするもので、本寄付金は、新型コロナウイルス感染症のワクチン保管用フリーザー購入資金に充てられることとなっております。





2021年

4月

●秋田信用金庫 入庫式

今年は5人の新入職員が入庫しました。お取引先の皆様にもご指導いただきながら、一日も早く独り立ちし皆様のお役に立てるよう育成してまいります。



6月

●信用金庫の日

全国の信用金庫では、信用金庫法が1951年6月15日に施行されたことから、毎年6月15日を「信用金庫の日」と定め、信用金庫が地域社会で果たしている役割を広く国民一般の方々に正しく理解いただく機会として、積極的な取り組みを展開しております。

# 2 あきしんの自己紹介

経営理念、沿革、組織図、役員氏名	16
店舗一覧	18
金庫の主要な事業の内容	20
信金中央金庫	21
2020年度の事業概況	22
総代会について	24
リスク管理体制	29
コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み	30
金融ADR制度への対応	31
役職員の報酬体系の開示	33
リスク管理債権・金融再生法に基づく開示事項	34
営業のご案内	36



# 経営理念

「あきしん」は

地域に親しまれ、信頼される金融機関をめざしてまいります。

**共生**

地域の人々との対話の中で共感の和を広げ、「共に生きる」を第一とします。

**信頼**

常に幅広い知識で親身に相談に対応できる職員の教育に努め、日々の行動をもって信頼を築きあげます。

**変革**

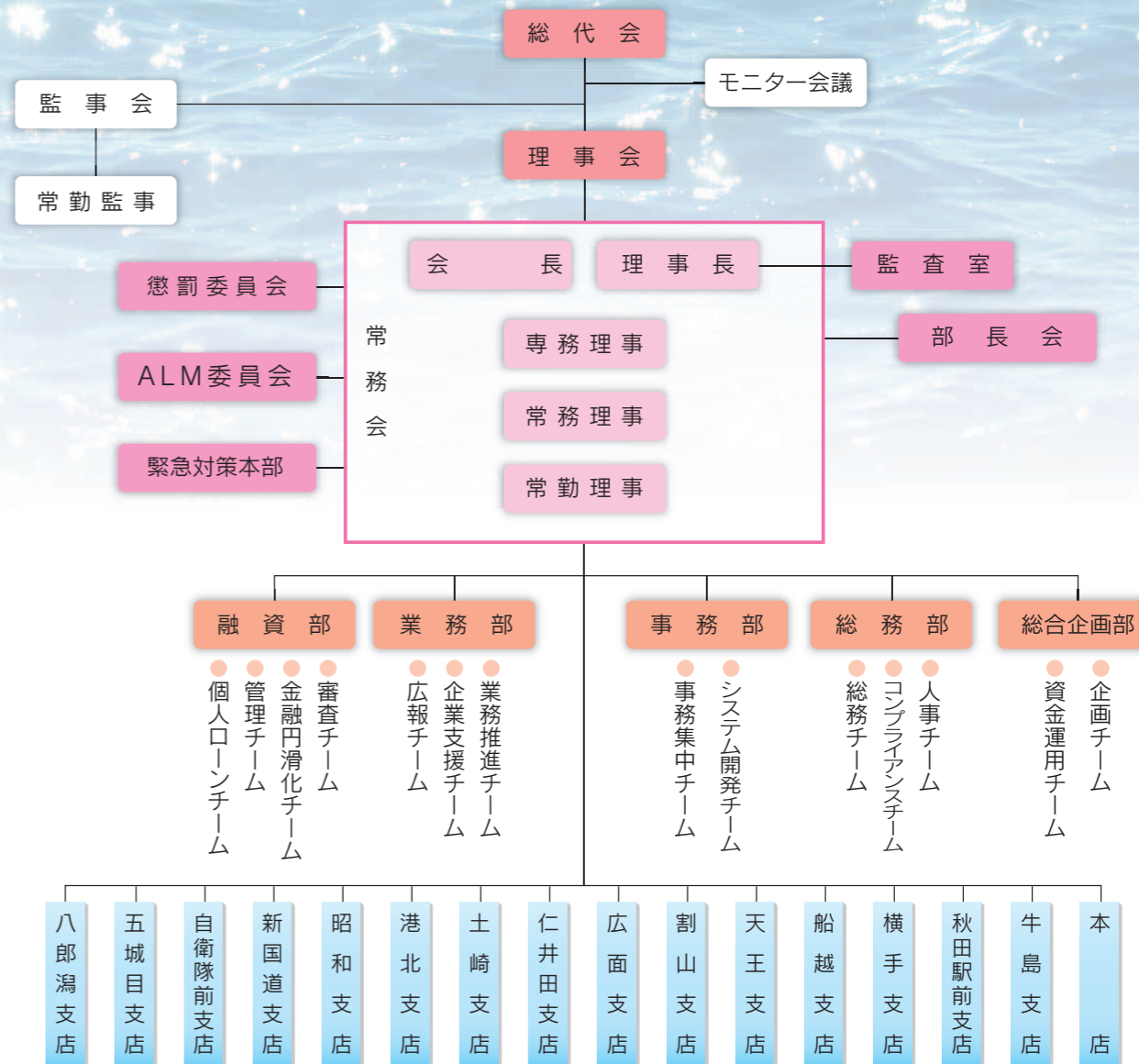
時代の変化「いま」を豊かな感性で受けとめ常に創意工夫、意識改革をもって新しい発想で積極的に業務に取り組みます。

# 沿革

- 1911年 3月 信用事業を単営として、産業組合法による有限責任秋田共益信用組合設立。  
本店所在地 秋田市茶町梅の町1番地
- 1942年 6月 牛島支店 開設
- 1943年 4月 組織変更により秋田共益信用組合となる。
- 1949年 6月 秋田駅前支店 開設
- 1950年 4月 組織変更により秋田信用組合となる。
- 1951年 1月 船越支店 開設
- 1951年 10月 組織変更により秋田信用金庫となる。
- 1952年 11月 横手信用組合の事業全部を譲り受け、横手支店を開設。
- 1954年 10月 南通り支店 開設
- 1958年 8月 脇本支店 開設
- 1961年 1月 本店新築移転（現在地）
- 1963年 11月 川尻支店 開設
- 1973年 7月 天王支店 開設
- 1976年 9月 割山支店 開設
- 1979年 12月 土崎支店 開設
- 1980年 12月 広面支店 開設
- 1983年 11月 仁井田支店 開設
- 1995年 4月 土崎信用金庫と合併
- 1995年 8月 合併により生じた重複隣接店（中通り支店、土崎支店、仁井田中央支店）の統廃合を実施。  
ジョイフルシティ男鹿出張所 開設（ATMコーナー）  
横手市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 1997年 3月 秋田駅前出張所 開設（ATMコーナー）
- 1998年 9月 將軍野支店廃止
- 1998年 10月 泉支店 開設  
將軍野出張所 開設（ATMコーナー）
- 1998年 10月 秋田駅前支店にローンプラザを設置
- 1999年 7月 飯島支店 廃止  
飯島出張所 開設（ATMコーナー）
- 2000年 4月 秋田駅前支店ローンプラザの取扱い業務を拡大し、土・日営業センターを開設
- 2001年 6月 創業90周年記念式典挙行政
- 2002年 5月 イオン秋田ショッピングセンター出張所 開設（ATMコーナー）
- 7月 秋田県中央信用組合の事業譲受  
男鹿出張所 開設
- 9月 ナイス仁井田南店出張所 開設（ATMコーナー）
- 10月 土崎支店が地元病院との併合店舗として新装オープン
- 12月 秋田市民市場出張所 開設（ATMコーナー）
- 2003年 10月 五城目信用金庫と合併

- 2004年 7月 秋田拠点センターアルヴェ出張所 開設（ATMコーナー）
- 10月 新国道支店 新装開店
- 2005年 4月 秋田駅前支店に土・日相談センターを開設。
- 9月 南通り支店・飯島支店（旧五城目信金）廃止  
飯島北出張所開設（ATMコーナー）  
イオン秋田ショッピングセンター出張所・將軍野出張所 廃止（ATMコーナー）
- 10月 自衛隊前支店 新装開店
- 2007年 7月 本店新築 営業開始
- 2008年 4月 本店・別館グランドオープン
- 9月 横手市役所出張所 廃止（ATMコーナー）
- 10月 ジョイフルシティ男鹿出張所 廃止（ATMコーナー）
- 12月 船越支店スーパーセンターアマノ男鹿店出張所 開設（ATMコーナー）
- 2009年 4月 土・日相談センター 廃止
- 2010年 9月 川尻支店 廃止、本店川尻出張所 開設（ATMコーナー）
- 2011年 4月 割山支店 新装開店
- 6月 飯島北出張所 廃止（ATMコーナー）
- 2012年 6月 創業100周年記念式典挙行政
- 7月 秋田拠点センターアルヴェ出張所 廃止（ATMコーナー）
- 9月 エリアなかいち出張所 開設（ATMコーナー）  
若美支店 廃止、船越支店若美出張所 開設（ATMコーナー）
- 2013年 4月 八郎潟支店 新装開店
- 12月 仁井田支店 新装開店
- 2014年 9月 男鹿出張所 廃止、船越支店男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
- 11月 牛島支店 新装開店
- 2015年 3月 本店川尻出張所 廃止（ATMコーナー）
- 5月 天王支店瀧上市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 2016年 4月 港北支店 新装開店、港北支店飯島出張所 廃止（ATMコーナー）
- 5月 本店秋田市役所出張所 開設（ATMコーナー）
- 2018年 11月 船越支店 新装開店
- 2019年 9月 脇本支店 廃止  
船越支店 脇本出張所開設（ATMコーナー）
- 2020年 9月 泉支店 廃止  
新国道支店 泉出張所開設（ATMコーナー）
- 秋田駅前支店 秋田駅前出張所 廃止
- 秋田駅前支店 エリアなかいち出張所 廃止
- 秋田駅前支店 新装開店
- 2021年 3月 創業110周年

# 秋田信用金庫組織図



# 理事・監事の氏名及び役職名

会長 (常勤理事)	平野 敬悦	非常勤理事	小玉真一郎(※1)	常勤監事	菅原 徹
理事長 (代表理事)	菅原 浩	非常勤理事	木村 繁(※1)	非常勤監事	加藤 永久
専務理事 (代表理事・総企画部長)	菊地 孝浩	非常勤理事	西村 幸彦(※1)	非常勤監事	三浦 清(※2)
常務理事 (総務部長)	金子 尚志				
常勤理事 (監査室長)	五十嵐順一				
常勤理事 (融資部長)	相原 久朝				

※1 理事 小玉真一郎、木村 繁、西村 幸彦は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※2 監事 三浦 清は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 〈あきしん〉店舗一覧

### 本店

〒010-0921  
秋田市大町三丁目3-18  
TEL 018-823-5116  
FAX 018-823-5117

### 仁井田支店

〒010-1427  
秋田市仁井田新田二丁目16-3  
TEL 018-839-7555  
FAX 018-839-7551

### 横手支店

〒013-0022  
横手市四日町4-27  
TEL 0182-32-6380  
FAX 0182-32-6377

### 牛島支店

〒010-0062  
秋田市牛島東一丁目2-5  
TEL 018-833-3434  
FAX 018-832-8104

### 新国道支店

〒010-0962  
秋田市八橋大畑一丁目3-44  
TEL 018-863-3315  
FAX 018-863-3318

### 船越支店

〒010-0341  
男鹿市船越字内子97  
TEL 0185-35-3011  
FAX 0185-35-3012

### 秋田駅前支店

〒010-0921  
秋田市中通二丁目5-1  
TEL 018-832-2140  
FAX 018-832-8109

### 土崎支店

〒011-0946  
秋田市土崎港中央一丁目17-23  
TEL 018-845-0131  
FAX 018-846-6217

### 天王支店

〒010-0201  
潟上市天王字上江川47-406  
TEL 018-878-3135  
FAX 018-878-5316

### 割山支店

〒010-1605  
秋田市新屋勝平町3-30  
TEL 018-863-8100  
FAX 018-824-3326

### 港北支店

〒011-0941  
秋田市土崎港北七丁目2-43  
TEL 018-845-0178  
FAX 018-845-3411

### 昭和支店

〒018-1401  
潟上市昭和久保字堤ノ上91  
TEL 018-877-4120  
FAX 018-877-4123

### 広面支店

〒010-0041  
秋田市広面字樋ノ沖15-1  
TEL 018-832-5551  
FAX 018-832-5552

### 自衛隊前支店

〒011-0942  
秋田市土崎港東四丁目6-47  
TEL 018-845-1151  
FAX 018-845-1153

### 五城目支店

〒018-1793  
南秋田郡五城目町字下夕町64  
TEL 018-852-2115  
FAX 018-852-2117

### 八郎湯支店

〒018-1612  
南秋田郡八郎湯町字昼根下93-2  
TEL 018-875-2544  
FAX 018-875-4424



## ▶店舗外ATM

- 本店 秋田市役所出張所  
秋田市山王一丁目1-1
- 秋田駅前支店 秋田市民市場出張所  
秋田市中通四丁目7-35
- 仁井田支店 ナイス仁井田南店出張所  
秋田市仁井田本町五丁目6-6
- 新国道支店 泉出張所  
秋田市泉北二丁目10-1
- 船越支店  
スーパーセンターアマノ男鹿店出張所  
男鹿市船越字内子156
- 船越支店 若美出張所  
男鹿市角間崎字家の下330
- 船越支店 男鹿出張所  
男鹿市船川港船川字新浜町6
- 船越支店 脇本出張所  
男鹿市脇本字段ノ越6-8-2
- 五城目支店  
イオンスーパーセンター五城目店出張所  
南秋田郡五城目町大川字西野田屋前138
- 天王支店 潟上市役所出張所  
潟上市天王字棒沼台226-1

## ▶脇本出張所ATMコーナー移転のお知らせ

この度、お客様の利便性の向上を目的に、下記のとおり2021年8月3日(火)をもちまして脇本出張所ATMをマックスバリュ男鹿店内に移転することといたしました。

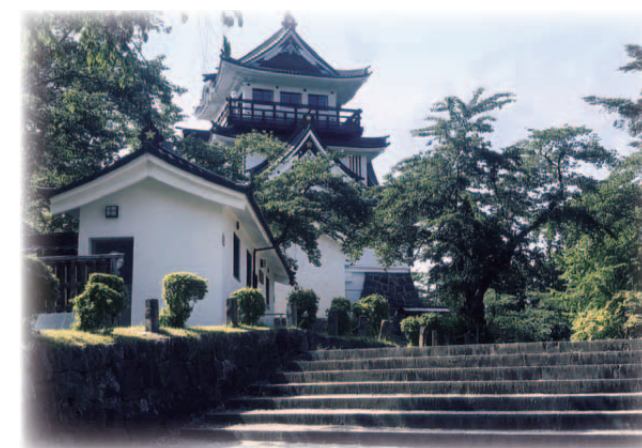
今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

《現在地での脇本出張所ATMコーナーの営業について》

- ・最終営業日時 8月1日(日) 9時~17時
- ・休止日 8月2日(月) 終日移転作業

《移転後の脇本出張所ATMコーナーの営業について》

- ・移転場所 男鹿市脇本脇本字石館16番地  
マックスバリュ男鹿店内
- ・営業開始日 8月3日(火)
- ・営業時間 平日・土・日・祝とも 9時~20時



## 金庫の主要な事業の内容

### 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

### 貸出業務

手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越を取扱っております。

### 為替業務

内国為替業務として送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債及びその他の証券に投資しております。

### 附帯業務

日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務、日本政策金融公庫等の代理貸付業務、信金中央金庫の信託契約代理業務、保護預かり及び貸金庫業務、有価証券の貸付、債務の保証、公共債の引受、国債の窓口販売、保険業務、スポーツ振興くじの払戻業務等を取扱っております。



## 信金中央金庫 ~信用金庫のセントラルバンク~

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として1950年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、2021年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約35兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



#### 個別金融機関としての役割

- ▼ 総合的な金融サービスを提供する金融機関  
信金中金グループとして  
総合的な金融サービスを提供
- ▼ わが国有数の機関投資家  
約42兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▼ 地域社会に貢献する金融機関  
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

#### 信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▼ 信用金庫の業務機能の補完  
中小企業金融等のサポート、業界ネットワークを活用した信用金庫取引先支援、市場関連業務や決済業務、人材育成のサポート等
- ▼ 信用金庫業界の信用力の維持・向上  
経営相談、ALM・リスク管理支援、情報提供等

#### 総合力で地域金融をバックアップ

##### 信金中金グループ

##### 信託・証券業務

- しんきん証券(株)
- 信金インターナショナル(株)

##### 金融関連業務

- しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 信金ギャランティ(株)
- 信金キャピタル(株)

##### その他業務

- (株)しんきん情報システムセンター
- 信金中金ビジネス(株)

#### 邦銀トップクラスの格付

##### 格付機関 長期格付

ムーディーズ (Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2021年6月末現在



## 2020年度の事業概況

### ◆当金庫を取り巻く環境について

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の移動や企業活動が制限され、深刻な打撃を受けました。感染拡大防止と経済活動の両立が進む中で、足元の景気は個人消費や輸出を中心に持ち直しの動きもみられましたが、その後の感染再拡大から終息時期が見通せず、先行きの不透明な状況が続いております。

秋田県経済は、2020年9月「ウイズ・アフターコロナ秋田ビジョン」が公表され、コロナ禍の中でも本県の持続的な発展と人口減少の抑制につなげていく施策が展開されておりますが、国内経済と同様、新型コロナウイルス感染症が大きく影響し、個人消費、生産活動ともに落ち込み、雇用環境も改善の動きが弱まっております。

### ◆当金庫の決算概況について

当金庫の2020年度決算は、預金は、新型コロナウイルス関連融資の歩留まりや各種給付金の入金等により個人及び一般法人ともに増加し、前期比7,132百万円増加し133,707百万円となりました。貸出金は、一般法人及び個人事業主に対する新型コロナウイルス関連融資の取り組み等により前期比3,524百万円増加し71,919百万円となりました。

経常収益は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い資金繰り支援に注力しましたが、利回りの低下による貸出金利息の減少や債券の売却益等の有価証券関連収益の減少から、前期比284百万円減少し2,039百万円の計上となりました。一方、経常費用は、資金調達費用や店舗統廃合等による物件費の減少のほか、信用コストの減少等により、前期比305百万円減少し1,850百万円の計上となりました。この結果、経常利益は、前期比20百万円増加し189百万円の計上となり、当期純利益は、固定資産の減損費用の減少等から、前期比31百万円増加し149百万円となりました。

自己資本比率は、利益計上等による自己資本額の増加と貸出金のリスクアセットの減少等から、前期比0.29ポイント上昇し12.75%となりました。また、不良債権比率は、破綻懸念先に対する新型コロナウイルス関連融資の資金繰り支援等により不良債権残高が増加し、前期比0.04ポイント上昇し3.83%となりました。

### ◆今後の方針について

2021年度は新中期経営計画の初年度となりますが、取引先の資金繰りを支え、新型コロナウイルスがもたらしたニューノーマル（新たな常態・常識）に対応したビジネスモデルの構築、転換にチャレンジする事業者を徹底的に支援し、地域経済の回復に努めていくことが、取り組むべき最重要課題であります。

創業110周年という大きな節目を迎え、「共生・信頼・変革」の経営理念のもと、協同組織であり中小企業専門金融機関という信用金庫の特性を今一度見つめ直し、地域企業や住民の皆様の課題解決に一層努めてまいります。

## 業況および諸比率の推移

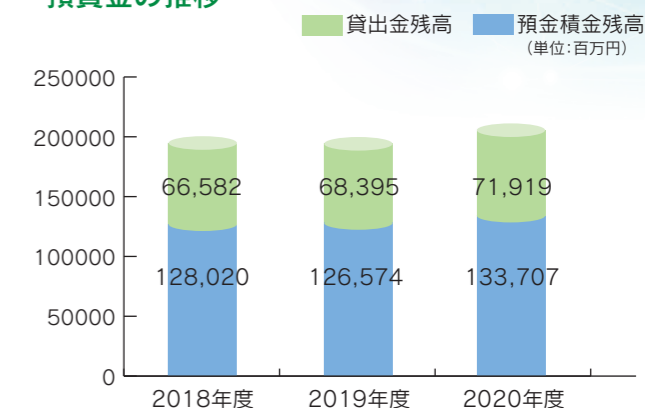
### ◆預金貸出金残高

預金は、個人の定期性預金は減少しましたが、新型コロナウイルス関連融資の歩留まりや各種給付金の入金等により個人及び一般法人ともに増加し、前期比7,132百万円増加し133,707百万円となりました。

貸出金は、個人向け、金融機関向け及び地公体向け貸出金残高は減少しましたが、一般法人及び個人事業主に対する新型コロナウイルス関連融資の取り組み等により、前期比3,524百万円増加し71,919百万円となりました。

	2018年度	2019年度	2020年度
預金積金残高(百万円)	128,020	126,574	133,707
貸出金残高(百万円)	66,582	68,395	71,919

### 預貸金の推移



### ●不良債権

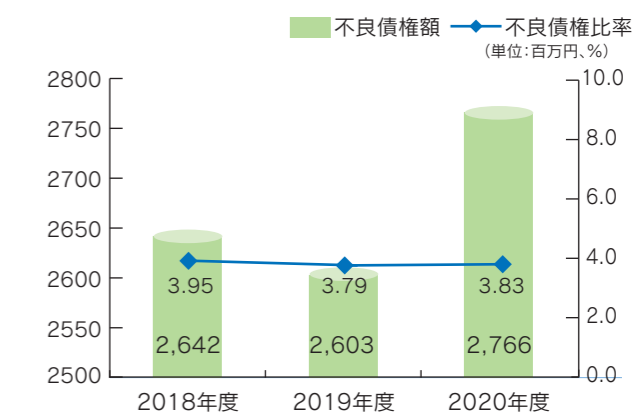
破綻懸念先に対する新型コロナウイルス関連融資の資金繰り支援等により不良債権残高が前期比163百万円増加し、不良債権比率は前期比0.04ポイント上昇し3.83%となりましたが、引続き低水準を維持しております。

また、不良債権の93.13%が貸倒引当金や担保・保証等により保全されており、万全の備えをしております。

	2018年度	2019年度	2020年度
不良債権額(百万円)	2,642	2,603	2,766
不良債権比率(%)	3.95	3.79	3.83

(金融再生法開示債権)

### 不良債権額・比率(金融再生法開示債権)の推移



### ●自己資本比率

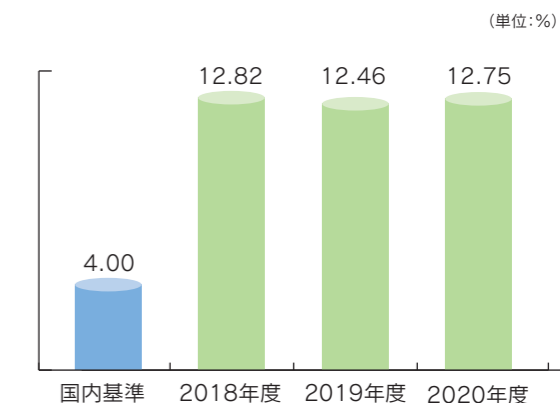
自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の割合のことで、金融機関の安全性・健全性を示す指標の一つとされており、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

信用金庫は、国内に特化する金融機関であることから、国内基準で4%以上の自己資本比率を維持することが義務付けられております。

当金庫の自己資本比率は、利益計上による自己資本総額の増加と貸出金のリスク・アセットの減少等から、前期比0.29ポイント上昇し12.75%となり、引き続き高水準を維持しております。

	国内基準	2018年度	2019年度	2020年度
自己資本比率(%)	4.00	12.82	12.46	12.75

### 自己資本比率の推移



# 総代会について

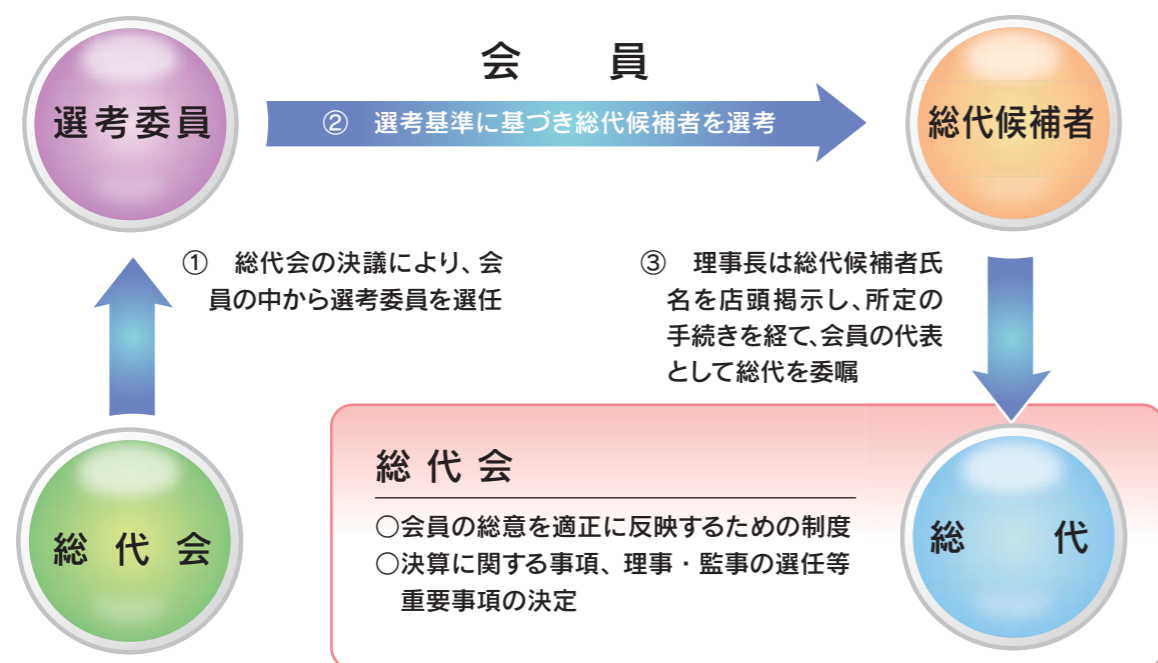
## ◆ 総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員となるためには定款で定める一定額以上の出資をすることが必要ですが、出資口数に関係なく、会員は一人一票の議決権を持っております。

会員は総会を通じて信用金庫の経営に参加しますが、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。

当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様をはじめとして、さまざまなお声を営業施策に反映させるように努めております。また、総代選出に関する意見・要望等についても、適切に対応できるよう体制の整備に取り組んでおります。



## ◆ 総代とその選任方法

### 1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は100名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- 総代は満70歳を定年とし、重任は原則3回までとしております。

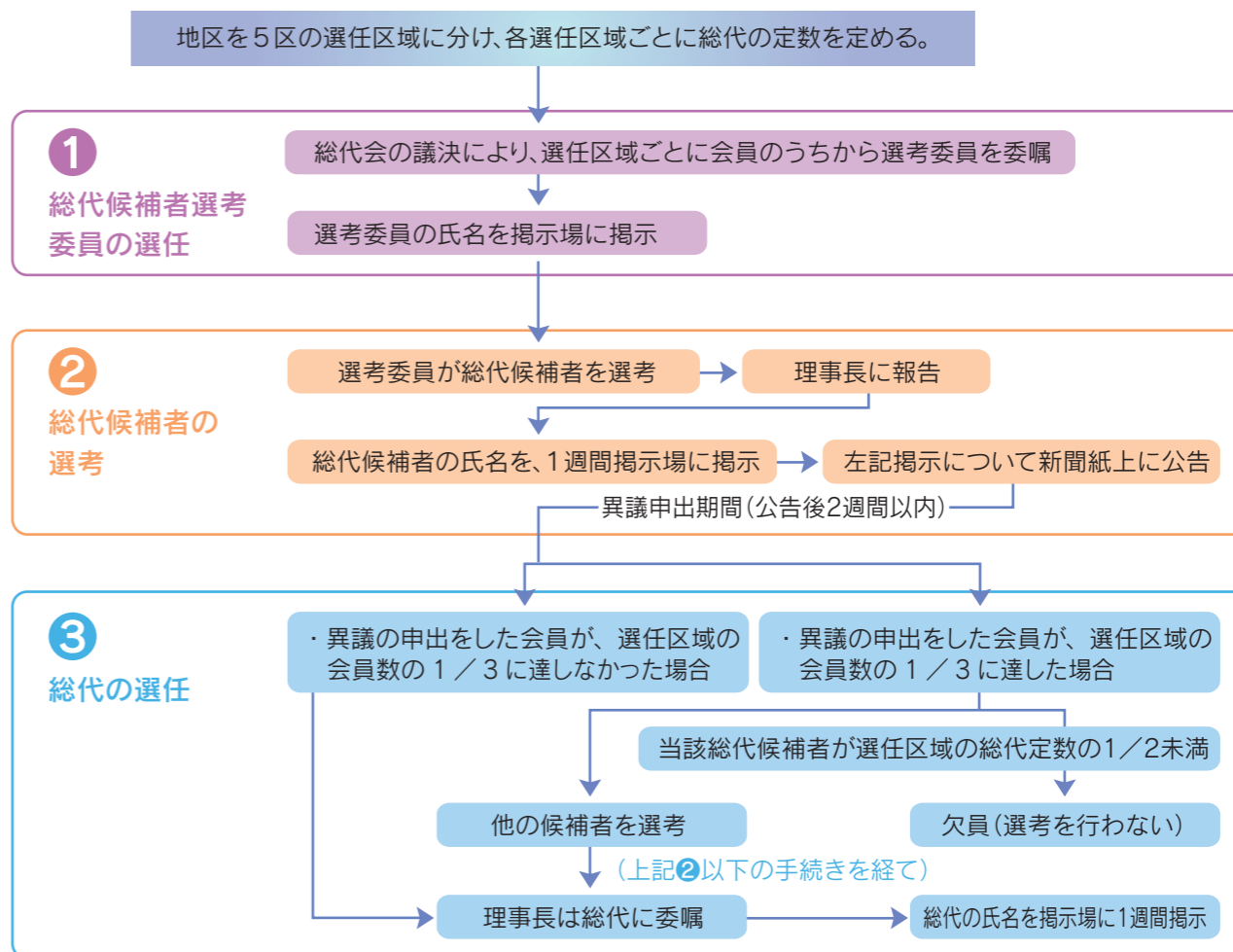
### 2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。総代の選考は総代候補者選考基準(注)に基づき、右図の手続きを経て選考されております。

**(注) 総代候補者の選考基準**

- 1. 資格要件**  
当金庫の会員であること
- 2. 適格要件**
  - 良識をもって正しい判断ができる方
  - 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
  - 人格・識見にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
  - 満70歳に満たない方

## ● 総代が選任されるまでの手続きについて



## ◆ 第72回通常総代会の議事

2021年6月18日開催の第72回通常総代会において、以下の報告事項および決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

### 1 報告事項

第111期(2020年4月1日~2021年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

### 2 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 役員賞与の支給の件
- 第3号議案 理事9名選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 総代候補者選考委員21名選任の件

## ◆ 秋田信用金庫総代名簿 (99名)

\* 氏名の後の数字は総代への就任回数  
◎※は8期目以上

区	総代数	氏名
第1区	44名	本店 伊藤 源通 ④ 小国 輝也 ⑧※ 金子 敬司 ③ 川尻 孝紀 ⑦ 木村 昌永 ③ 嵯峨 兼信 ⑧※ 佐川 俊英 ③ 佐々木創一 ② 佐野 元彦 ⑧※ 進藤 史明 ② 進藤 文仁 ⑦ 鈴木 嘉彦 ② 大門 一平 ⑦ 竹谷 繁 ⑧※ 辻 良之 ⑧※ 那波 尚志 ① 納谷 崇 ② 野口 久榮 ⑧※ 長谷川尚造 ⑦ 平川 英男 ⑤ 平野 久貴 ⑧※ 深澤 功 ⑦ 藤井 明 ⑧※ 村田 良太 ① 渡辺 正宏 ⑤
		牛島支店 今野 環 ① 金山 智紀 ⑤ 鎌田 良勝 ② 佐藤 宗樹 ②
		秋田駅前支店 川口 雅丈 ② 境田 幸子 ④ 平澤 孝夫 ④ 藤原 聖山 ⑤
		割山支店 児玉 太志 ③ 瀬谷 昇 ①
		広面支店 河邊 宏之 ⑤ 最上 幸司 ①
		仁井田支店 堀井 正己 ④ 松澤 茂 ③
		新国道支店 石井久美子 ① 中村 建吾 ③ 七山 慎一 ② 畠山 亨 ③ 脇屋 憲一 ⑧※
第2区	20名	土崎支店 安藤 晃 ⑦ 面山 浩康 ① 小宅 錬 ⑧※ 加賀谷 毅 ⑧※ 加藤 耕 ① 佐田雄一郎 ③ 佐藤 宏樹 ① 澤田石 晶 ⑧※ 高安 恒治 ② 西宮 公平 ③ 林 徳彦 ① 細川 信二 ① 矢吹 達夫 ⑦
		港北支店 石川 恭子 ② 金坂 大志 ① 櫻庭 長悦 ② 佐藤 竹弥 ① 藤原 典明 ① 松田 鉦史 ⑧※
		自衛隊前支店 小玉 哲也 ③
第3区	4名	横手支店 江上 雅敏 ③ 奥山 信吾 ② 熊谷 邦夫 ④ 若林 勲 ⑦
第4区	19名	船越支店 天野 貴明 ① 板橋 広光 ⑤ 加藤 正己 ⑤ 小坂 隆成 ⑧※ 佐藤 均 ④ 佐藤 誠 ③ 清水 重輝 ⑧※ 杉本 貞彦 ② 鈴木 裕一 ① 半田 信 ② 藤田 隆一 ④
		天王支店 加藤 裕一 ③ 瀬下 正人 ③ 西村 聖 ③ 三浦 将人 ②
		昭和支店 小玉 敏央 ⑦ 佐藤 忠廣 ③ 畠山宗太郎 ① 安井 信英 ③
第5区	12名	五城目支店 荒川 滋 ⑧※ 今村 恒夫 ⑤ 加藤 政之 ② 齊藤 徹 ② 舘岡 正雄 ④ 畠山 光 ③ 宮田 正 ③ 渡部 隆彦 ①
		八郎瀧支店 工藤 幸子 ⑥ 小浜 富一 ⑧※ 齊藤 拓幸 ① 柳田 裕平 ⑧※

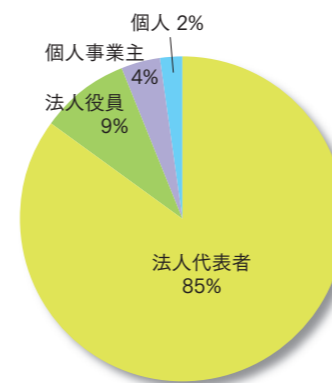
(2021年6月末現在)

● 選任区域は下記の通りとなっております。

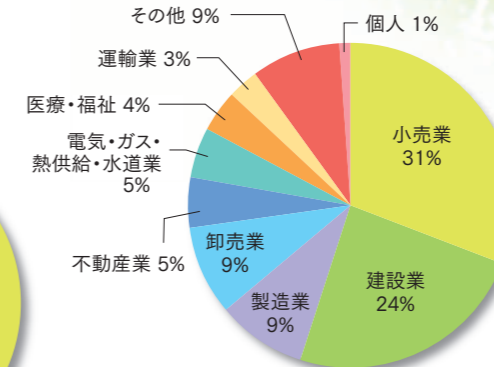
- 第1区 第2区に定める地区を除く秋田市
- 第2区 飯島、金足、上新城、港北、下新城、將軍野、土崎港
- 第3区 仙北市、大仙市、にかほ市、湯沢市、由利本荘市、横手市、雄勝郡羽後町、東成瀬村、仙北郡美郷町
- 第4区 男鹿市、瀧上市
- 第5区 大館市、鹿角市、北秋田市、能代市、鹿角郡小坂町、南秋田郡井川町、大瀧村、五城目町、八郎瀧町、山本郡八峰町、藤里町、三種町、北秋田郡上小阿仁村

## ◆ 総代の属性別構成比

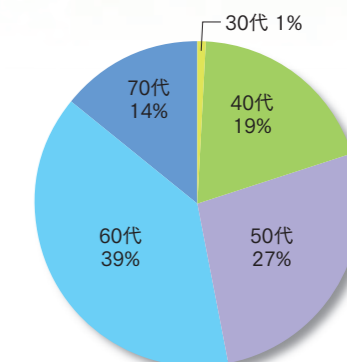
総代職業別構成比



総代業種別構成比



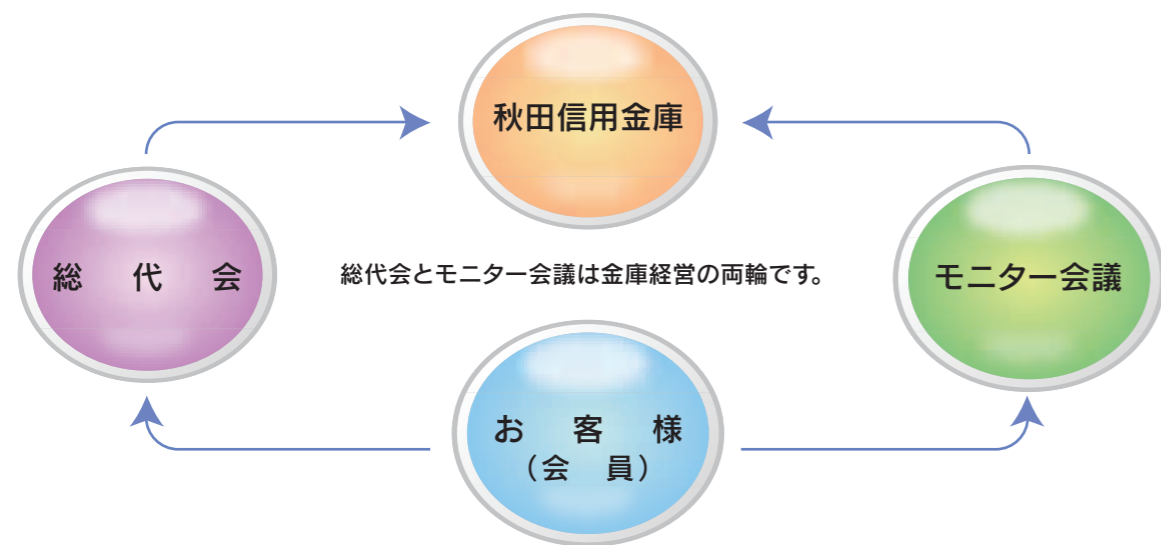
総代年齢別構成比



## ◆モニター会議について

当金庫では、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化に向けた取組みとして、総代を定年で退いた方、年金受給者、個人事業主、企業経営者などから、幅広くご意見・ご提言等を募り金庫経営に生かしたいと2004年4月、秋田信用金庫モニター会議を発足いたしました。

任期は総代と同じ3年で、原則年1回モニター会議を開催しております。



## ◆モニター名簿（66名）

モニター数		氏 名							
8名	本店	伊藤 和宏 那波三郎右衛門	伊藤 健一 布谷 賢	小野泰太郎	金子 榮一	木村 友勝	進藤 金一		
2名	牛島支店	吉川 宏悦	千釜 米子						
2名	秋田駅前支店	高橋 定雄	西村紀一郎						
3名	横手支店	江上 伸雄	奥山 和彦	多賀糸敏雄					
8名	船越支店	大坂 真一 守屋周治郎	鎌田 仁磨 米谷 謙吉	鎌田 光教	杉本 馨	鈴木 鉦	三浦 家昭		
3名	天王支店	佐藤 富隆	西村 武	三浦 義弘					
3名	割山支店	岡田 憲二	高根 隆一	出原 晃					
2名	広面支店	木曾 勝広	高貝 博美						
2名	仁井田支店	佐々木将元	田村 典美						
11名	土崎支店	穴山 一夫 高木 紘一	小玉 久則 林 明夫	佐藤 嘉樹 平塚 捷悦	佐渡谷寿美子 細川 護	佐原 孝夫 本多 秀文	品田 福男		
4名	港北支店	小玉 寛樹	土田 由仁	保坂 進	宮腰 徹				
3名	昭和支店	佐藤 幸子	菅原 三朗	畠山順太郎					
6名	新国道支店	青木 久悦	伊東十三男	金沢 寛	神谷 博一	児玉 健一	篠田 照子		
1名	自衛隊前支店	佐藤 登							
6名	五城目支店	荒川 達雄	今村 龍雄	加藤 政光	齊藤 健悦	山平 富子	渡邊 誠一		
2名	八郎潟支店	高橋 秀一	松田 與一						

## リスク管理体制

金融の自由化・グローバル化・IT化の進展に伴い、金融機関の業務はますます多様化・高度化しており、より複雑なリスクへの対応が求められております。

当金庫では、リスクの種類ごとに担当部署を設置し、担当部署が把握した各種リスクを一元管理する統合的なリスク管理体制を構築しているほか、リスク管理に関する基本方針を年度ごとに定め直面する様々なリスクに対応するなど、経営の健全性と適切な業務運営を図る取組みを行っております。

### 信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、流動性、収益性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、統合リスク管理の一環としてVaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）によりリスク量を計測するなど、リスク管理に万全を期しております。

個別貸出案件の審査・与信管理につきましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による常務会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している他、監査部署の営業店実地監査により与信事務の適切性等を検証しております。

信用コストである貸倒引当金は、当金庫「資産自己査定規程・要領」と「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### 市場リスク

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴い損失を被る金利リスク、株式や債券などの価格変動に伴い損失を被る価格変動リスク、為替の変動に伴い損失を被る為替リスク、有価証券等の発行体の信用状況悪化等に伴い損失を被る市場信用リスク等をいいます。

当金庫では、安定した収益を確保するためリスクテイクしながらも「市場リスク管理要領」、「資金運用規程」に基づき厳正なる管理を行っております。

具体的には、VaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）等をリスク指標として使用し、計測したリスク量をコントロールするなどリスク管理に万全を期しております。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りに支障をきたす場合又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場において取引が成立しない場合又は通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、「流動性リスク管理要領」により、平常時・懸念時・危機時と資金繰りの重要度に応じて管理を行っております。また、支払準備資産を主に信金中央金庫に預け入れることにより、懸念時・危機時には信用金庫業界のバックアップ機能が発揮されます。



## ■ オペレーショナル・リスク ■

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク等をいいます。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

### ○ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ったり、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理につきましては、「事務リスク管理要領」に基づき本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備とその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

### ○ システムリスク

システムリスクとは、システム情報資産の事故、故障、破壊、不正利用、誤処理、又は漏洩により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理につきましては、「システムリスク管理要領」、「サイバーセキュリティ管理要領」等に基づき、コンピュータシステムの安全性・信頼性を維持しています。また、万一業務遂行に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合は、緊急対策本部の指示のもと障害発生時の事務処理体制に入ることとなり、危機管理にも万全を期しております。

### ○ その他のリスク

その他のリスクにつきましては、苦情相談部署の設置による苦情に対する適切な処理、厳正な個人情報管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、お客様保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

## ◆ コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取り組みが一層重要となっております。

当金庫では、日々の業務活動のなかで地域社会、お客様に誠実に応えていくことこそコンプライアンスの「本質」と捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするためのすべての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考えております。全職員には、コンプライアンスの考え方、行動基準等を定めた「秋田信用金庫行動基準」を配布し法令等遵守意識の醸成を図るとともに、研修や勉強会、年1回の全職員のコンプライアンステスト等を通じて役職員一人ひとりの意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するため、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンスの企画、推進ならびに各部署各営業店に対する支援機能を強化しているほか、各営業店にはコンプライアンス責任者を配置し、法令や内部規程等の遵守状況を確認するなど体制の整備に努めております。

今後もより一層信頼され安心してお取引いただけるよう、法令等遵守態勢の確立と強化に全力で取り組んでいくこととしております。

## ◆ 金融ADR制度への対応

金融商品・サービスが多様化・複雑化する中で、金融機関と利用者との間のトラブルが紛争に発展する可能性が大きくなっています。しかし、訴訟による解決では時間と費用の面で利用者にとって負担が大きいことから、2010年10月1日から裁判外の紛争解決制度(金融ADR制度)が導入されました。

当金庫では、金融ADR制度へ以下のとおり対応することとしております。

### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

秋田信用金庫 総務部

住 所：秋田県秋田市大町三丁目3-18 フリーダイヤル：0120-345-112 FAX：018-823-5110

受付時間：9:00~17:00(信用金庫営業日) 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

\*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

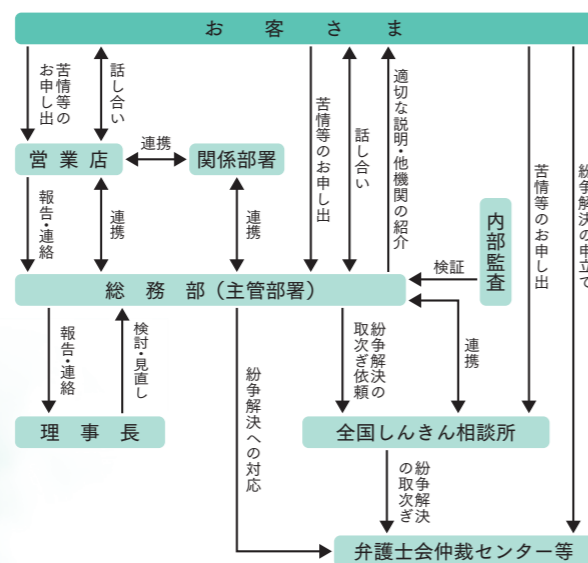
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。  
 なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.akishin.com>) をご覧ください。

- (1) 現地調停  
 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。  
 例えば、お客さまは、秋田弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。
- (2) 移管調停  
 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。  
 例えば、仙台弁護士会や山形弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応  
 当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
  - (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
  - (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
  - (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
  - (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
  - (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
  - (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
  - (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
  - (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
  - (10) 苦情等への取組体制



## ● 役職員の報酬体系の開示

### ◆ 報酬体系について

1. 対象役員  
 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

- (1) 報酬体系の概要
- ① 基本報酬及び賞与  
 非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。  
 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。  
 各理事及び監事の賞与額につきましては前年度の業績等を勘案し、毎期総代会において支払額の承認を得た後、支払っております。
  - ② 退職慰労金  
 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- (2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	84

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。  
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「賞与」7百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他  
 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号、4号及び6号並びに第3条1項3号、4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等  
 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

- なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。  
 3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# リスク管理債権・金融再生法に基づく開示事項

## リスク管理債権・延滞債権に対する引当・保全状況

### 1. 破綻先債権・延滞債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
破 綻 先 債 権 額 (A)	97	77
延 滞 債 権 額 (B)	2,469	2,654
合 計 (C) = (A) + (B)	2,567	2,731
担 保 ・ 保 証 額 (D)	1,684	1,900
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	882	831
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	747	706
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) (%)	84.70	84.88

### 2. 3ヵ月以上の延滞債権・貸出条件緩和債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	36	34
合 計 (J) = (H) + (I)	36	34
担 保 ・ 保 証 額 (K)	19	19
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	16	15
貸 倒 引 当 金 (M)	0	0
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) (%)	2.44	2.07

### 3. リスク管理債権の合計

(単位：百万円)

	2020年3月末	2021年3月末
(C) + (J)	2,603	2,766

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

## 金融再生法開示債権の状況

### 1. 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	2020年3月末	2021年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,128	1,064
危 険 債 権	1,439	1,667
要 管 理 債 権	36	34
正 常 債 権	66,043	69,395
合 計	68,647	72,161

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生法、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題ない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### 2. 金融再生法開示債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

	2020年3月末	2021年3月末
金融再生法上の不良債権 (A)	2,603	2,766
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,128	1,064
危 険 債 権	1,439	1,667
要 管 理 債 権	36	34
保 全 額 (B)	2,460	2,625
貸 倒 引 当 金 (C)	747	706
担 保 ・ 保 証 等 (D)	1,705	1,919
保 全 率 (B) / (A) (%)	94.50	93.13
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	83.18	83.35

(注) 貸倒引当金は、個別評価貸倒引当金及び要管理債権に対して引当している一般貸倒引当金の合計額です。



# 営業のご案内

## ◆ 融資商品

### 事業資金

種類	特徴	ご融資金額	ご返済期間
一般のご融資	割引手形 …… 一般の商業手形の割引をいたします。 手形貸付 …… 仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付 …… 設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越 …… 極度額まで当座決済資金をご融資いたします。		
あきしん中小企業サポートローン	運転資金専用の商品です。 担保・第三者保証人は不要です。	3,000万円以内	1年以内
あきしん「ビジネスサポートローン」	秋田県信用保証協会の保証で、法人・個人事業主の方がご利用できます。	法人 3,000万円以内 個人事業主 1,000万円以内	10年以内
あきしん「創業ローン」	秋田県内で新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方のためのご融資です。 日本公庫との連携商品です。	合計4,000万円以内 (当金庫：1,000万円以内) (日本公庫：3,000万円以内)	10年以内
ソーラーシェアリングローン「SORA」	ソーラーシェアリング設備専用の商品です。	2,000万円以内	15年以内

### 個人ローン

◆が表示されているローンはW E B完結型取扱商品です。  
★が表示されているローンは当金庫HPより事前審査がお申し込みいただけます。  
◎が表示されているローンは「レポートプラン」の取扱があります。

種別	種類	特徴	ご融資金額	ご返済期間
★	あきしん「住宅ローン」	新築、増改築、住まいに関する費用に幅広くご利用いただけます。お借入時からの固定金利期間が3年、5年、10年からお選びいただけます。また、変動金利型もお取扱しています。	10万円～1億円	35年以内
◎	スマート住宅ローン	不動産の購入、リフォーム、住宅ローンの借換資金にご利用できます。担保は不要です。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上20年以内
◆◎	カーライフプラン	新車・中古車・オートバイの購入、免許取得、車庫の新築、借換資金にご利用できます。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上10年以内
◆◎	子育てサポート教育プラン	学校納付金、教材購入費、引越し代の他、教育関連ローンの借換資金にもご利用できます。扶養するお子様が2人以上の方には金利の優遇措置があります。	1万円～1,000万円	3ヶ月以上16年以内
★	プレミアムフリーローン	ご融資金額は最高1,000万円。お使いみちは自由です。(事業資金にはお使えません)	10万円～1,000万円	6ヶ月以上10年以内
◆	大型スピードローン	お申し込み自由のフリーローンです。最短60分のスピード審査です。事業資金にもお使いいただけます。	10万円～500万円	6ヶ月以上10年以内
	福祉プラン	お申込される方のご親族のための介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金にお使いいただけます。	1万円～500万円	3ヶ月以上10年以内
	シニアライフローン	当金庫にて年金をお受取の方がご利用できます。リフォーム、自動車購入等さまざまなお申し込みにご利用できます。ご返済は毎月返済の他、2ヶ月ごとの隔月返済もできます。	1万円～100万円	3ヶ月以上10年以内
◎	職域サポートローン	当金庫と契約を結んでいただいた事業所にお勤めの方限定のローンです。旅行、マイカー購入、教育資金など幅広くお使いいただけます。	1万円～500万円	3ヶ月以上10年以内
	教育カードローン	お子様等の在学中は学校納付金など必要な教育資金の借入を、極度額の範囲内でA T Mでお借入できます。在学中のご返済は利息のみとなります。医・薬学部等の6年制大学など在学习期間が4年を超える場合は最長7年までご利用できます。お子様のご卒業時には証書貸付へ切替し、元金金の返済をしていただきます。	50万円～500万円(極度額)	当座貸越期間5年以内(在学期間4年を超える場合は最長7年)証書貸付期間3ヶ月以上10年以内
◆	あきしんカードローン	お申し込み自由のカードローン。パート・アルバイト・専業主婦の方もお申込でき、利用限度額の範囲内でA T Mからお借入できます。ご返済は毎月定額返済となります。来店不要でご契約できる「W E B完結」もお取扱しています。	10万円、20万円、30万円、50万円、100万円(極度額)	3年ごとの自動更新
◆	カードローン「きゃっする」	お申し込み自由のカードローン。パート・アルバイト・専業主婦の方もお申込いただけます。利用限度額の範囲内でA T Mからお借入できます。来店不要でご契約できる「W E B完結」もお取扱しています。	10万円～900万円(極度額)	3年ごとの自動更新
	年金カードローン「きゃっする」	年齢満60歳以上69歳以下で国民年金、厚生年金、共済年金を受給されている方が対象のカードローンです。利用限度額の範囲内でA T Mからお借入できます。	50万円(極度額)	3年ごとの自動更新

◎レポートプランについて  
当金庫において、次の①または②のいずれかの条件に当てはまる方は優遇金利でローンをご利用いただけます。  
① 「しんぎん保証基金保証個人ローン」、「しんぎん保証基金保証住宅ローン」、「自動車関連ローン」のいずれかをご利用中でお借入日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の返済が行われている方、または完済から3年以内の方  
② 「あきしんカードローン」をご契約中(新規契約も含む)の方

## ◆ 商品発売・この1年

- 2020年5月
  - 金利上乗せ定期預金を発売しました。(2020年8月販売終了)
- 2020年7月
  - 生活資金支援ローンを発売しました。
- 2020年11月
  - 金利上乗せ定期預金を発売しました。(2021年1月販売終了)
- 2021年4月
  - あきしん資本性ローンを発売しました。
  - W E B完結型消費者ローンの取扱いを開始しました。(カーライフプラン・子育てサポート教育プラン・大型スピードローン)
- 2021年5月
  - 110周年記念定期預金を発売しました。(2021年8月販売終了予定)



## ◆ 取扱商品ちらし

## ◆預金種類について

種類	特徴	期間	お預入額
普通預金	給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。当金庫窓口の他、キャッシュカードをセットするとATMでも出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	普通預金と同様、給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。預金保険制度により、全額保護されます。利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「ためる」、「支払う」の普通預金と「増やす」の定期預金がセットになった口座です。お預入れの定期預金を担保として「借りる」（自動融資）ことができます。（お預入れの定期預金合計額の90%、最高500万円まで）給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。	出し入れ自由	1円以上
期日指定定期預金	満期は最長3年。預け入れから1年を経過すれば、任意の日を満期日として指定できる他、元金の一部を払い出すことができます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6ヶ月ごとに金利が変わる定期預金です。	3年	100円以上
スーパー定期預金	どなたでもご利用でき、期間は1か月から5年まで選ぶことができます。お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。総合口座、定期預金通帳へはATMからもお預入れいただけます。（ATMでの1回のお預入れは300万円未満となります）	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、1年、2年、 3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満	100円以上 1,000万円未満
大口定期預金	どなたでもご利用でき、1,000万円以上からお預かりできます。お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。	1ヶ月超5年未満	1,000万円以上
あきしん年金定期	当金庫へ公的年金または企業年金を振込されている方が対象の定期預金です。スーパー定期預金1年ものの店頭表示金利に0.05%上乗せします。	1年	1,000万円以内
秋田県少子化対策 応援ファンド協賛 定期預金「元気隊」	秋田県少子化対策応援ファンドに協賛している定期預金です。秋田県と提携している公共施設等で優待サービスが受けられる「サポーターパスポート」を申込みことができます。	1年	10万円以上
当座預金	現金の代わりに支払われる手形や小切手を決済する預金です。企業や個人事業主の方が業務上のお支払にご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に適しています。お預入時に解約予定日を決めていただきます。	7日以上	5,000円以上
積立定期預金	普通預金からの自動積立の他、随時積立もできます。ご契約時に満期日を指定する「満期日指定型」の他、満期日を指定しない「エンドレス型」があります。「エンドレス型」はお預入れから1年過ぎますといつでもお支払いただけます。	満期日指定型 (据置期間3ヶ月) エンドレス型	100円以上
スーパー定期積金	毎月一定の日により一定の金額を掛込み、満期日にお支払します。確実に貯めたい方におすすめです。窓口での掛込の他、指定口座からの自動振替もご利用いただけます。	6ヶ月以上 5年以内	毎月掛金 1,000円以上
財形預金（一般） （住宅） （年金）	お勤め先を通じてお申込みいただく預金で、給与・ボーナスからの天引きによる積立です。目的に合わせた資金準備をお手伝いします。住宅財形預金と年金財形預金には非課税制度が設けられています。	一般：3年以上 住宅、年金 5年以上	100円以上

\* 預金商品のご利用の際は、次の点にご留意ください。

- ① 預金の種類により金利が異なります。店頭および当金庫HPにてご確認ください。
  - ② 2016年10月1日からの「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正法の施行に伴い、取引時確認における顔写真のない本人確認書類の取扱いや法人のお客様の確認内容等を一部変更させていただくことになりましたので何卒ご理解とご協力をお願い致します。
    - 取引時確認が必要な主な取引について
      - ・ 口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
      - ・ 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
      - ・ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
      - ・ 融資取引 等
- これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

## ◆各種サービス業務

サービスの種類	サービスの内容
あきしん通帳レスアプリ	普通預金をお持ちでキャッシュカードを契約している個人のお客様がご利用いただけます。いつでもどこでも入出金明細や残高をスマホで確認できます。口座開設時の他、すでにお持ちの紙通帳からの切替もできます。
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚でお預入れ、お引き出し、振込ができます。当金庫および全国の提携金融機関のATMの他、コンビニエンスストアのATMでもご利用できます。
インターネットバンキングサービス (個人・法人)	パソコンから、振込、振替、残高照会、入出金明細照会などが簡単に行えます。定期預金のお預入れもできます。
テレホンバンキングサービス	電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込、資金移動ができるサービスです。
デビットカードサービス	「ジェイデビット」取扱店でのお買い物、飲食等のご利用代金をキャッシュカードで、お客様の口座から即座に決済するサービスです。
情報サービス	アンサーサービス、ファームバンキング等で、総合振込、口座振替、資金移動、取引明細照会および残高照会ができます。
自動振替サービス	公共料金や税金、授業料、各種保険料、ローン、各種クレジットなどの自動振替のお取扱をしています。
給与振込サービス	給料や賞与がご指定の預金口座へご入金されます。給与振込をご契約されている方は一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
年金自動受取サービス	公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）の他、企業年金がご指定の預金口座へご入金されます。当金庫へ公的年金または企業年金をお振込されている方は、「あきしん年金定期預金」のお預入れができます。また、一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
公金代理収納サービス	国税、事業税、住民税、自動車税、固定資産税などの公金を、当金庫の窓口で払込みできます。
全自動貸金庫サービス	コンピューター管理でお客様の財産を守ります。本店別館1階に設置しています。
あきしんでんさいサービス (法人・個人事業主)	手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。パソコン等ででんさいネットの記録原簿に電子記録をすることで支払いに利用することができます。でんさいネットを利用すると支払企業側においては手形の発行、振込準備など支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。また、手形と異なり印紙税が課税されない等のメリットがあります。
ネット口座振替受付サービス	当金庫が提携する企業との預金口座振替契約をインターネット上で締結できるサービスです。「預金口座振替依頼書」の記入や押印をすることなく預金口座振替契約が完了します。ご利用にあたっては当金庫普通預金のキャッシュカードが必要となります。（法人カード、代理人カード、貯蓄預金カード、ローンカードはご利用できません）
通帳記帳相互サービス	当金庫と提携している全国の信用金庫のATMで、普通預金（総合口座を含む）通帳、貯蓄預金通帳の記帳ができます。ただし、通帳の繰り越しはできません。
しんきん電子マネーチャージサービス	普通預金口座から「楽天Edy」にチャージができます。ご利用口座にキャッシュカードが発行されていることが必要です。

## ◆その他の業務

	特徴
保険窓口販売 (損害保険商品)	「しんきんグッドすまいる」：住宅ローンを利用しているお客様が対象の長期火災保険です。
	「標準傷害保険」：国内、海外を問わずさまざまな事故によるケガを補償します。補償充実・手続き簡単。万全のサポート体制でご提供します。
	「ビジネスプラン（業務災害補償保険）」：従業員の方の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。
保険窓口販売 (生命保険商品)	「しんきんらいふ年金FS」：一定期間の据え置き後、5年または10年にわたり年金として受け取ることができる生命保険です。
	「しんきんらいふ終身FS」：万一の場合の保障が生涯続き、ご契約後何歳でお亡くなりになられても保険金を受け取ることができる保険です。
	「夢みるこどもの学資保険」：お子様の進学時期にあわせて「学資一時金」、「学資年金」をお受取りいただける貯蓄型の保険です。
信託商品	しんきん相続信託「こころのバトン」：ご自分の将来やご家族の未来のために必要となる資金をあらかじめ準備できます。
	しんきん暦年信託「こころのリボン」：お子様へ、お孫様へ、ご家族への生前贈与をサポートします。
t o t o (トト) 当せん金払い戻し	スポーツくじ（トト）の当せん金の払い出し業務を取扱店窓口において行っております。取扱店：本店、横手支店、船越支店、土崎支店、港北支店、五城目支店
個人向国債窓口販売	個人の方のみに販売される国債です。1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。



## ◆ 各種手数料のご案内

### 1 振込手数料

振込区分	金額	会員区分	当金庫同一店宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛
A T M	5万円以上	会員	無料	無料	440円
		一般	無料	330円	660円
	5万円未満	会員	無料	無料	330円
		一般	無料	110円	440円
窓 口	5万円以上	会員	330円	330円	660円
		一般	550円	550円	880円
	5万円未満	会員	110円	110円	440円
		一般	330円	330円	660円
インターネット・バンキング	5万円以上	会員	無料	無料	440円
一般		無料	330円	660円	
ホーム・バンキング	5万円未満	会員	無料	無料	330円
ファーム・バンキング		一般	無料	110円	440円
自動送金	5万円以上	会員	無料	無料	528円
		一般	無料	385円	748円
	5万円未満	会員	無料	無料	418円
		一般	無料	220円	528円

- \* 窓口振込は電信扱・文書扱とも同一手数料です。
- \* ATMでの現金による振込の場合、会員の方でも一般扱いとなります。
- \* 視覚障がいをお持ちの方の窓口受付振込手数料は、ATM利用時と同額となります。(身体障害者手帳の提示が必要です)



### 2 両替手数料

・紙幣と硬貨の合計枚数 ・受渡または持込のいずれが多い枚数	1枚～50枚	無料
	51枚～300枚	110円
	301枚～500枚	330円
	501枚～1,000枚	550円
	1,001枚～	770円～ 1,000枚ごとに330円加算

### 3 大量硬貨入出金手数料

当座勘定・普通預金・納税準備預金の 入出金、振込、納付金等の納付 (ただし、税金は除く)	1枚～300枚	無料
	301枚～500枚	220円
	501枚～1,000枚	330円
	1,001枚～	660円～ 1,000枚ごとに330円加算

### 4 A T Mお引き出し手数料

利用時間		当金庫カード	他の信用金庫 カード	秋田あったかネット提携 金融機関カード	他の銀行等の カード	ゆうちょ銀行 カード
平 日	8:00～8:45	110円	110円	110円	220円	220円
	8:45～18:00	無料	無料	無料	110円	110円
	18:00～20:00	110円	110円	110円	220円	220円
土 曜 日	9:00～14:00	無料	無料	無料	110円	110円
	14:00～19:00	110円	110円	110円	220円	220円
日 曜・祝 日	9:00～19:00	110円	110円	110円	220円	220円

### 5 インターネットバンキング ( I B ) 等手数料

種 類	契約手数料	基本手数料 (月額)
テレフォン・バンキング	無料	無料
インターネット・バンキング ( I B ) <個人向け>	オンライン取引のみ 無料	無料
インターネット・バンキング ( I B ) <法人及び個人事業主>	オンライン取引のみ 無料	550円
インターネット・バンキング ( I B ) <法人及び個人事業主>	オンライン取引及びファイル転送サービス等 無料	1,100円
ホーム・バンキング ( H B )	無料	1,100円
ファーム・バンキング ( F B )	無料	3,300円

#### 【しんきんゼロネット】

- しんきんのキャッシュカードで全国のしんきんATMを0円でご利用いただけます。
- \* 平日所定時間以外は信用金庫により手数料が異なります。
- \* 一部対象外となるATMがあります。

#### 【通帳記帳相互サービス】

- あきしの通帳が、他の信用金庫のATMで記帳いただけます。
- \* 「普通預金 (総合口座含む)」「貯蓄預金」の通帳がご利用いただけます。
- \* ご入金については通帳のみでご利用いただけます。
- \* お支払いについては通帳とキャッシュカードの併用でご利用ください。
- \* 当金庫以外の通帳の繰越はできません。お取引の信用金庫にてお手続きください。

#### 【秋田あったかネット】

- 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田銀行、秋田県信用組合、JAバンク秋田はATMで提携しており、通常他の金融機関ATM利用時にご負担いただく「利用手数料」が無料となります。(時間外手数料及び振込手数料につきましては、各金融機関所定の手数料がかかります。手数料の金額、適用時間につきましては金融機関ごとに異なります。)

#### ◎お取扱時間

- 平日・土・日・祝日 8:00～21:00
- \* ATMコーナーによって営業時間が異なりますのでご注意ください。
- \* ステッカーの表示のないATMではサービス対象外となります。

#### ◎お取引業務

- キャッシュカードによる「現金のお引出し」、「振込」、「残高照会」
- \* 法人カードはサービスの対象外です。
- \* 提携金融機関の通帳はご利用できません。

#### 【『全国キャッシュサービス』(愛称: ミックス) および『ゆうちょ銀行』のご利用】

- 全国キャッシュサービス加盟の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、農協、漁協、労働金庫のほか「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードで「お引出し」、「残高照会」がご利用できます。
- \* お引出しには所定の手数料がかかります。

#### 【当金庫ATMでのお引出し限度額】

- 当金庫のカードをご利用のお客様
- \* 1回のお引出し限度額: 50万円
- \* 1日あたりのお引出し限度額 個人の方: 100万円  
法人: 200万円

#### 他金融機関のカードをご利用のお客様

- \* カード発行金融機関により、1回及び1日あたりのお引出し限度額が異なります。詳しくはカード発行金融機関にご照会ください。



#### 全国キャッシュサービス



全国キャッシュサービス加盟の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、農協・漁協、労働金庫のキャッシュカードがご利用いただけます。

6 融資手数料

融資関係書類	取引約定書	330円	住宅ローンにかかる手数料		
	借用証書	330円		約定変更・一括繰上返済	11,000円
	借入手形用紙	220円		全額繰上返済	33,000円
不動産担保調査手数料		33,000円	固定金利選択特約	11,000円	

7 その他手数料等

発行手数料	残高証明書	制定帳票 端未作成	660円	小切手帳・手形帳	小切手帳 (50枚1冊)	1,650円
		制定帳票 手書	660円		約束手形帳 (50枚1冊)	2,200円
		制定帳票以外	1,100円		為替手形帳 (25枚1冊)	1,100円
	相続預金仮払い制度払戻証明書	1,100円	代金取立手数料	同一手形交換所地域内及び同一店内	220円	
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	無料		異なる手形交換所扱いで当庫宛	440円	
	融資証明書	3,300円		異なる手形交換所扱いで他行庫宛 (普通)	660円	
再発行手数料	自己宛小切手	1,100円	異なる手形交換所扱いで他行庫宛 (至急)	880円		
	通帳・証書	1,100円	組戻手数料	1,100円		
	キャッシュカード		不渡手形・小切手返却手数料	1,100円		
	ローンカード		貸金庫 年間利用料	6,600円		
			全自動貸金庫 年間利用料	9,240円~14,520円		

8 でんさいネット利用手数料

(1件あたり)

項目	記録内容	宛先	金額
基本利用料(月額)	1利用契約ごとの月額手数料 (あきしん法人IBを利用しない場合)		無料 (1,100円)
発生記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
譲渡記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
分割(譲渡)記録	-	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
入金	期日決済	-	無料
保証記録	-	-	220円
変更記録	債権内容	オンライン	220円
		書面	1,100円
	債権内容以外	-	無料
支払等記録	口座間送金決済以外の支払記録を含む	-	330円
支払不能情報照会	-	オンライン	110円
		書面	2,200円
開示請求	通常開示	オンライン	無料
		書面	330円
	特例開示	書面	1,650円
残高証明書	都度発行方式	書面	3,300円
		定例発行方式	書面
割引利用	-	-	110円
上記以外の利用者からの書面による受付(記録の変更・訂正・取消等)		書面	1,100円

\*でんさいネット利用にあたっては、あきしん法人インターネットバンキング(あきしん法人IB)をご利用いただくことにより、月額基本利用料は無料といたします。

# 3 自己資本とリスク資産の状況等について

自己資本の充実の状況等 ..... 44

信用リスクに関する事項 ..... 46

信用リスク削減手法に関する事項 ..... 48

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ..... 48

証券化エクスポージャーに関する事項 ..... 49

出資等エクスポージャーに関する事項 ..... 50

金利リスクに関する事項 ..... 51

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ..... 52

オペレーショナル・リスクに関する事項 ..... 52

用語解説 ..... 53



# 自己資本の充実の状況等

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	秋田信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,204百万円

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,202	7,298
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,210	1,204
うち、利益剰余金の額	6,016	6,141
うち、外部流出予定額 (△)	24	47
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	198	193
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	198	193
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,400	7,491
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	15
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	21	4
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	36	19
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,364	7,471
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	56,009	55,532
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,173	△870
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,173	△870
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,084	3,070
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	59,093	58,603
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.46%	12.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」(2006年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	56,009	2,240	55,532	2,221
現金	55,349	2,213	53,842	2,153
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	53	2	52	2
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	434	17	391	15
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,133	285	7,563	302
法人等向け	23,826	953	23,248	929
中小企業等向け及び個人向け	12,744	509	12,250	490
抵当権付住宅ローン	2,076	83	1,893	75
不動産取得等事業向け	2,309	92	2,248	89
3ヵ月以上延滞等	82	3	43	1
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	683	27	572	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	83	3	98	3
出資等のエクスポージャー	83	3	98	3
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	5,879	235	5,437	217
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及び外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,956	78	1,451	58
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	627	25	627	25
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	610	24	591	23
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	2,685	107	2,767	110
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,833	73	2,559	102
ルック・スルー方式	1,833	73	2,559	102
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,173	△46	△870	△34
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,084	123	3,070	122
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	59,093	2,363	58,603	2,344

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのこと。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、2020年度の自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場状況を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。



## 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、流動性、収益性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、統合リスク管理の一環としてVaR(バリュー・アット・リスク:ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの)によりリスク量を計測するなど、リスク管理に万全を期しております。

個別貸出案件の審査・与信管理につきましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による常務会等を定期的に行い、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している他、監査部署の営業店実施監査により与信事務の適切性等を検証しております。

信用コストである貸倒引当金につきましては、当金庫「自己査定基準」と「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主要な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	119,894	124,143	68,647	72,161	24,112	21,565	-	-	262	219
国外	13,043	14,854	-	-	13,043	14,854	-	-	-	-
地域別合計	132,937	138,997	68,647	72,161	37,155	36,419	-	-	262	219
製造業	8,975	8,959	3,361	3,544	5,614	5,414	-	-	1	33
農業、林業	131	116	131	116	-	-	-	-	9	9
漁業	6	8	6	8	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7,557	8,747	7,157	8,347	400	400	-	-	71	44
電気・ガス・熱供給・水道業	5,943	6,072	3,167	3,565	2,774	2,506	-	-	-	-
情報通信業	2,567	2,963	49	245	2,503	2,702	-	-	-	13
運輸業、郵便業	3,464	3,823	1,862	2,221	1,602	1,602	-	-	1	0
卸売業、小売業	7,847	8,867	6,443	7,462	1,404	1,404	-	-	39	28
金融業、保険業	39,224	41,212	8,579	8,298	8,325	7,928	-	-	-	-
不動産業	4,635	5,189	2,532	2,784	2,103	2,404	-	-	3	1
物品賃貸業	127	165	127	165	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	175	196	175	196	-	-	-	-	-	-
宿泊業	173	226	173	226	-	-	-	-	-	-
飲食業	926	1,438	926	1,438	-	-	-	-	1	10
生活関連サービス業、娯楽業	498	567	498	567	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	408	393	408	393	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	3,080	2,820	3,080	2,820	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	3,554	4,599	3,547	4,594	-	-	-	-	39	38
国・地方公共団体等	18,339	16,966	5,912	4,911	12,427	12,054	-	-	-	-
個人	20,490	20,252	20,490	20,252	-	-	-	-	94	38
その他	4,791	5,408	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	132,937	138,997	68,647	72,161	37,155	36,419	-	-	262	219
1年以下	27,385	14,699	13,721	10,109	4,157	2,588	-	-	-	-
1年超3年以下	14,089	22,288	6,670	5,337	7,418	9,946	-	-	-	-
3年超5年以下	11,570	8,626	4,808	5,518	6,699	3,009	-	-	-	-
5年超7年以下	9,430	9,412	6,072	5,451	2,921	3,368	-	-	-	-
7年超10年以下	17,834	25,714	11,625	19,601	5,469	6,113	-	-	-	-
10年超	39,988	41,861	25,492	25,935	10,489	11,393	-	-	-	-
期間の定めのないもの	12,639	16,394	255	207	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	132,937	138,997	68,647	72,161	37,155	36,419	-	-	-	-

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形・無形固定資産等が含まれます。  
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは、含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	167	198	-	167	198
	2020年度	198	193	-	198	193
個別貸倒引当金	2019年度	692	747	35	657	747
	2020年度	747	706	16	730	706
合計	2019年度	860	945	35	824	945
	2020年度	945	899	16	928	899

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製造業	98	227	227	225	-	-	98	227	227	225	-	-
農業、林業	9	9	9	9	-	-	9	9	9	9	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	9	8	8	-	-	-	9	8	8	-	-	
建設業	179	123	123	90	35	14	144	109	123	90	0	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	0	0	0	-	-	1	0	0	0	-	-
卸売業、小売業	185	186	186	197	-	-	185	186	186	197	20	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	72	57	57	55	-	-	72	57	57	55	18	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	43	38	38	34	-	-	43	38	38	34	-	-
飲食業	6	6	6	4	-	-	6	6	6	4	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	-	-	2	-	-	0	-	-	2	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	46	57	57	49	0	-	46	57	57	49	0	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	38	32	32	35	-	2	38	29	32	35	1	-
合計	692	747	747	706	35	16	657	730	747	706	41	0

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	21,598	-	22,312
10%	-	11,953	-	18,915
20%	4,005	31,221	3,506	32,017
35%	-	5,943	-	5,434
50%	15,666	315	15,972	298
75%	-	15,389	-	14,159
100%	4,181	22,392	5,117	21,014
150%	-	25	-	13
250%	-	244	-	236
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	23,853	109,084	24,595	114,401

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)
- フィッチ・レーティングスリミテッド (Fitch)

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◆ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明と理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価規定」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式等、保証として信用保証協会保証、一般社団法人しんきん保証基金保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### ◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		446	380	19,964	27,884	-	-
	ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け	80	80	1,112	1,699	-	-
	中小企業等・個人向け	363	298	18,332	25,821	-	-
	抵当権付住宅ローン	-	-	87	68	-	-
	不動産取得等事業向け	-	-	238	163	-	-
	3カ月以上延滞等	0	-	65	40	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### ◆ リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

当金庫では、直接的な派生商品取引を行ってはおりませんが、投資信託の一部について、派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「資金運用規程」「資金運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正に管理しております。(投資信託等のファンド向け出資にかかるエクスポージャーについては、本誌52ページの「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◆ リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として取引を行っております。

当該証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

なお、2019年度及び2020年度において該当する取引はありません。



## 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」「資金運用細則」及び「資産自己査定取扱規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」、「資産自己査定取扱規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	712	-	727	-
合 計	712	-	727	-

(注) 投資信託等のファンドに含まれる出資等又は株式等エクスポージャーは除いております。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	-	-
売 却 損	10	9
償 却	0	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	-	-

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評 価 損 益	-	-

## 金利リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫においては、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（為替、株式リスク等）との関連性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などをALM管理システムや有価証券管理システムにより計測を行い、ALM委員会で協議・検討するとともに、定期的に又は必要に応じて経営陣へ報告または付議するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### 金利リスクの算定方法の概要

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
1	上方パラレルシフト	4,312	4,583	18	57
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	3,540	3,678		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,312	4,583	18	57
		ホ		ヘ	
		2019年度末		2020年度末	
8	自己資本の額	7,364		7,471	

1. 開示告示に基づく銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の定量的開示の対象となる△EVE(注1)及び△NII(注2)並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注) リスク量が負の値となった場合は、0と表示しております。

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル)及びその前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関等は考慮しておりません。なお、重要性の観点(資産・負債の5%程度)より、当期末は金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを円通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
- スプレッドに関する前提  
割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは、使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト(△EVE/自己資本の額×100%)の結果は、監督上の基準値である20%を超過していますが、月次ベースで金利リスクを計測し、自己資本額と収益性及びリスクテイクを勘案し、適正に管理する体制としています。

2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

市場リスク管理では、銀行勘定の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク及び市場信用リスクを統合VaR(注)により月次で計測し、取得したリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。また、過去のストレス事象発生時の金利変動幅や100BPV(1%の金利上昇)による有価証券の金利リスクを計測し、自己資本比率に与える影響等をモニタリングしており、モニタリング結果については、定期的に経営陣へ報告しております。

(注) VaR計測の主な前提条件  
分散共分散法、観測期間：1年間 信頼区間：99% 保有期間：120営業日

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### ◆ リスク管理の方針及び手続の概要

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーとは、複数の資産及び取引を裏付けとする資産でリスク・ウェイトを直接に判定することができないエクスポージャー（投資信託等の所謂ファンド向け出資）が該当します。

投資信託等ファンド向け取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」「資金運用細則」で定めている保有限度額の範囲内で適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その時価状況等について適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,904	4,907
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

- (注) 1. ルック・スルー方式を適用するエクスポージャーとは、ファンドの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式であります。  
 2. マニフェスト方式を適用するエクスポージャーとは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式であります。  
 3. 蓋然性方式を適用するエクスポージャーとは、保有するエクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下または400%以下である蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%または400%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセットを算出する方式であります。  
 4. フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャーとは、上記1～4のいずれの方式も適用できない場合に1250%のリスク・ウェイトを適用し、信用リスク・アセットを算出する方式であります。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◆ リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスク管理につきましては、当金庫「事務リスク管理要領」に基づき本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備とその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスク管理につきましては、当金庫「システムリスク管理要領」、「サイバーセキュリティ管理要領」等に基づき、コンピュータシステムの安全性・信頼性を維持しています。また、万一業務遂行に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合は、緊急対策本部の指示のもと障害発生時の事務処理体制に入ることとなり、危機管理にも万全を期しております。

その他のリスクにつきましては、苦情相談部署の設置による苦情に対する適切な処理、厳正な個人情報管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、お客様保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、ALM委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、定期的に、又は必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

### ◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法につきましては、当金庫では基礎的手法を採用しております。

## 用語解説

### ◆ 自己資本関係

リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額のことをいいます。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）で算出された金額のことをいいます。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、コンピュータシステムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負う法務リスク等が含まれます。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセット算出方法の一つで、1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%で算出されます。
コア資本	金融機関の経営の安定度を測る指標の一つ。会員から受け入れた出資金と内部留保の合計額であり、返済の必要がない資本を指します。
コア資本に係る基礎項目	出資金、剰余金、一般貸倒引当金、及び負債性資本調達手段（劣後債・劣後ローン）や土地の再評価差額の45%相当額のうち経過措置により算入される額などから構成されます。負債性資本調達手段（劣後債・劣後ローン）や土地の再評価差額の45%相当額は、10年間の経過措置により段階的に算入不可となります。
コア資本に係る調整項目	無形固定資産、繰延税金資産（一時差異以外に係るもの）、前払年金費用、その他調整項目のうちそれぞれの基準を超過する額などから構成されます。
繰延税金資産	金融機関が不良債権処理等に伴って支払った税金が、将来還付されることを想定して自己資本に算入する資産のことを指します。

### ◆ 信用リスク関係

信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を受けるリスクのことです。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続等を明示したものを指します。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標で、自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合的な管理のことをいい、主に金融機関において活用されているリスク管理手法です。
適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、使用することができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

## ◆市場リスク関係

市場リスク	金利、為替、株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
派生商品取引 (デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される金融商品を指します。先物、先渡し、スワップ、オプション等の取引が該当します。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付に証券として組替え、第三者に売却して流動化する資産のことを指します。
オリジネーター	原資産の所有者のことを指します。
V a R	Value at Risk (バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出した値です。

## ◆金利リスク関係

金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産・負債の価値あるいは収益が変動するリスクをいいます。
I R R B B	Interest Rate Risk in the Banking Book 2019年3月末より導入された新たな銀行勘定の金利リスクのことで、金利ショックシナリオに基づく2種類の金利リスク（ $\Delta$ EVE、 $\Delta$ NII）算出が求められております。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、IRRBBにおいては、円については100BPVの平行シフト等、通貨毎にショック幅が定められております。
$\Delta$ E V E	$\Delta$ Economic Value of Equity IRRBBのうち、金利ショックに対する当該金融資産・負債の経済的価値の減少額をいいます。
$\Delta$ N I I	$\Delta$ Net Interest Income IRRBBのうち、金利ショックが基準日から12カ月間の金利収益（受取利息と支払利息の差）に与える影響額をいいます。

# 4 数字で見る「あきしん」 (資料編)

貸借対照表	56
損益計算書	60
剰余金処分計算書	61
直近の5事業年度における主要な事業の状況	61
直近の2事業年度における主要な事業の状況	62



## 貸借対照表

資 産	2020年3月末	2021年3月末
現金	2,267	2,719
預け金	21,168	23,919
買入金銭債権	499	412
有価証券	40,701	42,013
国債	1,268	1,154
地方債	5,098	4,919
社債	18,186	15,829
株	20	20
その他の証券	16,127	20,090
貸出金	68,395	71,919
割引手形	320	301
手形貸付	3,354	2,357
証書貸付	56,141	62,400
当座貸越	8,578	6,860
その他資産	880	877
未決済為替貸	10	11
信金中金出資	627	627
前払費用	—	—
未収収益	142	145
その他の資産	101	93
有形固定資産	2,119	2,283
建物	1,181	1,293
土地	766	771
リース資産	23	14
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	148	204
無形固定資産	15	15
ソフトウェア	—	0
その他の無形固定資産	15	14
繰延税金資産	265	53
債務保証見返	205	198
貸倒引当金 (個別貸倒引当金)	△ 945 ( △ 747)	△ 899 ( △ 706)
保証金引当金	△ 10	△ 10
合 計	135,562	143,503

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。

## (1) 売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	該当ありません

負債及び純資産	2020年3月末	2021年3月末
預金積金	126,574	133,707
当座預金	1,459	1,611
普通預金	41,948	50,393
貯蓄預金	361	378
通知預金	802	234
定期預金	77,221	76,242
定期積金	4,208	4,310
その他の預金	573	535
借入金	900	800
その他負債	322	228
未決済為替借	14	18
未払補充準備	162	68
未払法人税等	2	1
未収収益	4	4
前払戻金	31	28
戻り預り債	4	7
職員一時預り債	40	46
その他の負債	23	14
賞与引当金	42	43
役員賞与引当金	6	7
退職給付引当金	462	469
役員退職慰労引当金	109	122
睡眠預金払戻損失引当金	46	46
偶発損失引当金	34	44
繰延税金負債	—	—
債務保証	205	198
負債の部合計	128,704	135,668
(純資産の部)		
普通出資金	1,210	1,204
利益剰余金	6,016	6,141
利益準備金	1,212	1,210
その他利益剰余金	4,803	4,930
特別積立金	4,530	4,630
(うち特別積立金)	(3,260)	(3,350)
(うち経営基盤強化積立金)	(1,270)	(1,280)
当期末処分剰余金	273	300
(うち当期純利益)	( 117)	( 149)
会員勘定合計	7,226	7,346
その他有価証券評価差額金	△ 369	488
純資産の部合計	6,857	7,834
合 計	135,562	143,503

## (2) 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	200	203	3
	小 計	200	203	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		200	203	3

## (3) その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	19,343	18,928	415
	国 債	1,154	1,103	51
	地 方 債	4,586	4,479	107
	短期社債	—	—	—
	社 債	13,601	13,345	256
	そ の 他	11,504	10,825	679
	小 計	30,848	29,753	1,094
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	2,559	2,599	△ 40
	国 債	—	—	—
	地 方 債	332	335	△ 2
	短期社債	—	—	—
	社 債	2,227	2,264	△ 37
	そ の 他	8,307	8,686	△ 379
	小 計	10,867	11,286	△ 419
合 計		41,715	41,040	675

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	115	—	0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	100	0	—
そ の 他	—	—	—
合 計	215	0	0

5. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、時価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
当事業年度における減損処理はありません。
6. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 24年~50年  
その他有形固定資産 3年~6年
7. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上し

ております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合企画部(資産査定統括部署)が査定結果を統括しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は133百万円であります。

10. 貸出金のうち、破綻先債権額は77百万円、延滞債権額は2,654百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

11. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金であります。

12. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金であります。

13. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,766百万円であり、

なお、10. から13. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

14. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

15. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるために、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

16. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(2015年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(2020年3月31日現在)	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2020年3月分)	
	0.1265%

③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

17. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
18. 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
19. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
20. 保証金引当金は、保証金に対する損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。
21. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によって行っております。
22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額82百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 2,105百万円
24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は301百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 定期預け金 1,000百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 800百万円  
上記のほか、為替決済および日銀歳入代理店等の取引として、定期預け金3,000百万円、有価証券100百万円を差入れております。
26. 出資1口当たりの純資産額 325円09銭  
企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(2013年9月13日企業会計基準委員会)に準じて算出しております。
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,204百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが11,921百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | 繰延税金資産                |         |
|-----------------------|---------|
| 税務上の繰越欠損金(注1)         | 9百万円    |
| 貸倒引当金損金算入限度額超過額       | 232百万円  |
| 退職給付引当金損金算入限度額超過額     | 129百万円  |
| 減価償却額損金算入限度額超過額       | 29百万円   |
| 賞与引当金損金算入限度額超過額       | 11百万円   |
| その他                   | 148百万円  |
| 繰延税金資産小計              | 560百万円  |
| 繰延税金負債                |         |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | —       |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △319百万円 |
| 評価性引当額小計              | △319百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 240百万円  |
| 繰延税金負債                |         |
| その他有価証券評価差額金          | 186百万円  |
| 繰延税金負債合計              | 186百万円  |
| 繰延税金資産の純額             | 53百万円   |

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年3月31日)		(単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	9	9	
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—	
繰延税金資産	—	—	—	—	—	9	(*2)9	

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金9百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を全額計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

## 29. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。

##### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、銀行勘定(「貸出金」、「預金積金」、「有価証券」、及び「その他の資産」)の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク及び市場信用リスクについては、VaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク許容枠の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しております。2021年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,212百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

### 30. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	23,919	24,160	241
(2) 買入金銭債権	412	414	1
(3) 有価証券	41,915	41,918	3
満期保有目的の債券	200	203	3
その他有価証券	41,715	41,715	—
(4) 貸出金(*1)	71,919		
貸倒引当金(*2)	△898		
	71,020	73,057	2,037
金融資産計	137,267	139,550	2,283
(1) 預金積金(*1)	133,707	133,745	38
(2) 借入金(*1)	800	803	3
金融負債計	134,507	134,549	42

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (1) 金融商品の時価等の算定方法

#### ① 金融資産

##### (i) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

##### (ii) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準じるものとして、合理的に算定した取引金融機関から提示された価格によっております。

##### (iii) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については上記2.に記載しております。

##### (iv) 貸出金

貸出金は、以下のa~cの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結

果を時価に代わる金額として記載しております。

a. 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

b. a以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

c. a以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いた価額

### ② 金融負債

#### (i) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

その割引率は、リスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)を用いております。

なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (ii) 借入金

借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレート(市場金利である円LIBOR、スワップ金利のスポットレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	20
その他の証券(組合出資金)(*1)	78
合 計	98

(\*1) 非上場株式及びその他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、開示の対象とはしてありません。

(\*2) 当事業年度において、非上場株式について、766千円減損処理を行っております。

### (3) 金融商品の償還・返済予定額

#### ① 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	12,194	7,000	225	4,500
買入金銭債権	79	270	62	—
有価証券	2,672	13,949	9,591	11,721
満期保有目的の債券	100	—	100	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,572	13,949	9,491	11,721
貸出金(*2)	10,227	21,434	18,271	14,712
合 計	25,172	42,653	28,149	30,933

(\*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

#### ② 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	125,844	7,725	99	36
借入金	100	400	300	—
合 計	125,944	8,125	399	36

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2019年度	2020年度
経常収益	2,324,089	2,039,733
資金運用収益	1,875,004	1,854,886
貸出金利息	1,318,472	1,299,281
預け金利息	49,264	47,109
有価証券利息配当金	488,960	490,001
その他の受入利息	18,307	18,494
役務取引等収益	107,287	111,650
受入為替手数料	53,804	52,922
その他の役務収益	53,482	58,727
その他業務収益	336,866	41,257
外国為替売買益	110	-
国債等債券売却益	174,517	500
国債等債券償還益	150,000	32,160
その他の業務収益	12,238	8,597
その他経常収益	4,931	31,939
貸倒引当金戻入益	-	29,115
償却債権取立益	2,326	2,580
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	2,604	243
経常費用	2,155,700	1,850,592
資金調達費用	60,945	32,440
預金利息	58,377	30,310
給付補填備金繰入額	902	602
借入金利息	1,449	1,303
その他の支払利息	215	224
役務取引等費用	298,387	281,030
支払為替手数料	19,744	19,297
その他の役務費用	278,642	261,733
その他業務費用	17,510	10,714
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	10,370	9,832
国債等債券償還損	6,873	425
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	266	456
経費	1,537,862	1,500,317
人件費	913,969	918,881
物件費	599,338	557,573
税金	24,555	23,863
その他経常費用	240,994	26,089
貸倒引当金繰入額	120,544	-
貸出金償却	41,671	10
株式等売却損	-	-
株式等償却	69	766
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	78,708	25,313
経常利益	168,389	189,140

科 目	2019年度	2020年度
特別利益	999	-
固定資産処分益	999	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	14,271	854
固定資産処分損	265	471
減損損失	14,005	382
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	155,117	188,286
法人税、住民税及び事業税	4,897	5,010
法人税等調整額	32,313	34,135
当期純利益	117,907	149,141
繰越金(当期首残高)	155,679	151,378
目的積立金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	273,587	300,519

## 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 6円18銭
- その他の業務収益
  - 出向負担金戻り 3,000千円
  - 年度時効配当金 1,927千円
  - 団信配当金 1,243千円
  - 障害者雇用調整金 648千円
  - 修繕保険金 544千円
  - その他一括 1,235千円
- その他の業務費用
  - 盗難カード被害補償金 229千円
  - 出資金・配当金支払 136千円
  - その他一括 91千円
- その他の経常収益
  - 保証金引当金戻入益 240千円
  - その他一括 3千円
- その他の経常費用
  - 責任共有制度に係る負担金の未払費用 10,299千円
  - 偶発損失引当金繰入額 10,034千円
  - 睡眠預金雑益繰入分支払 4,433千円
  - 睡眠預金引当金繰入額 543千円
  - その他一括 4千円
- 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	減損損失
男鹿市	遊休土地	その他有形固定資産	382
合計			382

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

地価の下落により資産グループ1カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額382千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額(路線価等を基礎に算定した評価額)です。

以上

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	273,587,036	300,519,404
繰越金(当期首残高)	155,679,509	151,378,041
当期純利益	117,907,527	149,141,363
利益準備金取崩額	1,820,500	5,717,850
これを次の通り処分します。		(単位：円)
剰余金処分額	124,029,495	147,979,556
利益準備金	-	-
配当金	(2%) 24,029,495	(4%) 47,979,556
特別積立金	100,000,000	100,000,000
(特別積立金)	(90,000,000)	(90,000,000)
(経営基盤強化積立金)	(10,000,000)	(10,000,000)
繰越金(当期末残高)	151,378,041	158,257,698

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適切性・有効性等を確認しております。

2021年6月19日

秋田信用金庫

理事長 菅原 浩

## 会計監査人による監査

2021年6月18日開催の第72回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、越山公認会計士事務所 公認会計士 越山薫氏の監査を受けております。

## 直近の5事業年度における主要な事業の状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益(千円)	2,271,437	2,303,167	2,184,421	2,324,089	2,039,733
経常利益(千円)	186,735	251,800	205,132	168,389	189,140
当期純利益(千円)	420,005	236,226	165,985	117,907	149,141
出資金総額(百万円)	1,203	1,207	1,212	1,210	1,204
出資総口数(百万口)	24	24	24	24	24
総資産額(百万円)	135,727	134,763	138,335	135,562	143,503
純資産額(百万円)	7,608	7,833	8,059	6,857	7,834
預金積金残高(百万円)	126,839	125,656	128,020	126,574	133,707
貸出金残高(百万円)	66,184	67,406	66,582	68,395	71,919
有価証券残高(百万円)	41,493	41,511	41,508	40,701	42,013
単体自己資本比率(%)	12.56	12.82	12.82	12.46	12.75
出資配当金(1口当り円)	1.5	1.5	1.5	1	2
役員数(人)	12	13	12	12	12
うち常勤役員数(人)	7	8	7	7	7
職員数(人)	158	156	157	153	157
会員数(人)	24,567	24,328	24,100	23,823	23,668

(注)単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。



## 直近の2事業年度における事業の状況

## 主要な業務の状況を示す指標

## ▶ 業務粗利益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収益	1,875,004	1,854,886
資金調達費用	60,945	32,440
資金運用収支	1,814,059	1,822,446
役員取引等収益	107,287	111,650
役員取引等費用	298,387	281,030
役員取引等収支	△ 191,100	△ 169,380
その他業務収益	336,866	41,257
その他業務費用	17,510	10,714
その他業務収支	319,356	30,543
業務粗利益	1,942,315	1,683,609
業務粗利益率	1.47%	1.20%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して算出されますが、2019年度、2020年度とも金銭の信託運用見合費用の計上はありません。  
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ▶ 業務純益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	395,575	205,855
実質業務純益	426,246	205,855
コア業務純益	118,973	183,453
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	91,228	183,453

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ▶ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	131,984	1,875	1.42%	139,674	1,854	1.32%
うち貸出金	63,919	1,318	2.06%	69,543	1,299	1.86%
うち預け金	26,691	49	0.18%	27,408	47	0.17%
うち有価証券	40,241	488	1.21%	41,641	490	1.17%
資金調達勘定	128,222	60	0.04%	135,836	32	0.02%
うち預金積金	127,215	59	0.04%	134,926	30	0.02%
うち借入金	963	1	0.15%	864	1	0.15%

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度114百万円、2020年度169百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息(2019年度、2020年度とも該当ありません)をそれぞれ控除して表示しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ▶ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 3,140	△ 18,367	△ 21,508	291,214	△ 311,332	△ 20,118
うち貸出金	△ 4,082	△ 46,279	△ 50,361	277,173	△ 296,364	△ 19,190
うち預け金	2,893	△ 8,027	△ 5,134	1,324	△ 3,479	△ 2,154
うち有価証券	△ 5,420	37,817	32,396	13,365	△ 12,324	1,040
うちその他	3,469	△ 1,878	1,590	△ 648	835	186
支払利息	1,279	△ 33,963	△ 32,684	3,590	△ 32,095	△ 28,505
うち預金積金	△ 11	△ 33,965	△ 33,976	3,729	△ 32,096	△ 28,367
うち借入金	1,284	1	1,285	△ 146	0	△ 146
うちその他	6	0	6	7	1	8

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分する方法にて算出しております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

## ▶ 利 鞘

(単位：%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回	1.42	1.32
資金調達原価率	1.22	1.11
総資金利鞘	0.20	0.21

## ▶ 利益率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.12	0.13
総資産当期純利益率	0.08	0.10

$$(注) \text{ 総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

## 預金に関する指標

## ▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	42,418	51,332
うち有利息預金	37,556	44,102
定期性預金	84,563	83,376
うち固定自由金利定期預金	80,508	79,172
うち変動自由金利定期預金	0	0
その他	232	217
計	127,215	134,926
譲渡性預金	—	—
合計	127,215	134,926

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金  
変動自由金利定期預金：預金期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金  
3. その他＝別段預金＋納税準備金

## ▶ 定期預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利定期預金	77,212	76,234
変動金利定期預金	0	0
その他	8	7
定期預金残高	77,221	76,242

## 貸出金等に関する指標

## ▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
手形貸付	2,964	2,400
証書貸付	53,903	60,584
当座貸越	6,762	6,315
割引手形	288	243
合計	63,919	69,543

- (注) 国際業務部門の取扱いはありません。

## ▶ 金利区分別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
変動金利	22,128	21,589
固定金利	46,267	50,329
合計	68,395	71,919

## ▶ 使途別残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	13,300	19.4%	13,282	18.5%
運転資金	32,130	47.0%	36,146	50.2%
消費資金	8,387	12.3%	8,049	11.2%
住宅資金	14,576	21.3%	14,440	20.1%
合計	68,395	100.0%	71,919	100.0%

## ▶ 預貸率(貸出金の預金に対する比率)

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預貸率	54.03%	53.78%
期中平均預貸率	50.24%	51.54%

- (注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$   
2. 国際業務部門の取扱いはありません。

## ▶ 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	167	—	167	198
	2020年度	198	—	198	193
個別貸倒引当金	2019年度	692	35	657	747
	2020年度	747	16	730	706
合計	2019年度	860	35	824	945
	2020年度	945	16	928	899

## ▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	442	373
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,180	4,796
その他	—	—
計	5,622	5,170
信用保証協会・信用保険	16,819	24,796
保証	12,206	11,339
信用	33,746	30,613
合計	68,395	71,919

## ▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	3	6
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	145	138
その他	—	—
計	149	145
信用保証協会・信用保険	4	3
保証	—	—
信用	51	49
合計	205	198

## ▶ 貸出金償却

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
	41,671	10

## ▶ 貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

	2019年度			2020年度		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	109	3,181	4.6%	118	3,381	4.7%
農業、林業	12	86	0.1%	12	68	0.0%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	1	18	0.0%	—	—	—
建設業	412	6,349	9.2%	448	7,552	10.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	16	3,145	4.5%	20	3,541	4.9%
情報通信業	4	29	0.0%	7	227	0.3%
運輸業、郵便業	28	1,773	2.5%	35	2,126	2.9%
卸売業、小売業	341	5,902	8.6%	368	7,009	9.7%
金融業、保険業	14	8,537	12.4%	12	8,234	11.4%
不動産業	68	2,453	3.5%	72	2,675	3.7%
物品賃貸業	6	126	0.1%	7	165	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	13	108	0.1%	16	134	0.1%
宿泊業	6	172	0.2%	7	226	0.3%
飲食業	102	618	0.9%	151	1,178	1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	43	334	0.4%	67	409	0.5%
教育、学習支援業	8	374	0.5%	9	348	0.4%
医療、福祉	42	2,774	4.0%	48	2,646	3.6%
その他のサービス	210	3,161	4.6%	237	4,270	5.9%
小計	1,435	39,146	57.2%	1,634	44,195	61.4%
地方公共団体	6	5,911	8.6%	6	4,910	6.8%
個人	8,214	23,336	34.1%	7,885	22,812	31.7%
合計	9,655	68,395	100.0%	9,525	71,919	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 有価証券に関する指標

## ▶ 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

## ▶ 預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末預証率	32.15%	31.42%
期中平均預証率	31.63%	30.86%

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ▶ 有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
国債	1,587	1,200
地方債	5,012	4,834
短期社債	—	—
社債	18,434	16,859
株式	20	20
外国証券	12,254	15,559
投資信託	2,863	3,107
その他の証券	67	59
合計	40,241	41,641

## ▶ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2019年度							2020年度								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	101	713	103	—	—	349	—	1,268	604	203	—	—	—	346	—	1,154
地方債	348	952	2,351	399	815	231	—	5,098	35	2,960	377	475	798	272	—	4,919
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	81	776	1,010	75	77	—	—	2,020	78	1,617	130	68	31	—	—	1,925
公社公債	157	1,244	304	404	192	356	—	2,660	361	1,128	197	286	186	341	—	2,501
金融債	200	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—
事業債	2,812	3,252	2,347	807	1,303	2,782	—	13,304	901	3,549	1,529	496	1,317	3,609	—	11,401
株式	—	—	—	—	—	—	20	20	—	—	—	—	—	—	20	20
外国証券	601	803	703	698	2,927	6,237	985	12,956	700	803	910	1,439	3,791	7,132	1,484	16,263
投資信託	—	45	256	805	307	—	1,694	3,108	—	95	569	402	391	—	2,290	3,749
その他の証券	—	—	62	—	—	—	—	62	—	53	—	—	—	25	—	78

## ▶ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券 該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	200	206	6	200	203	3
小計	200	206	6	200	203	3	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	
合計	200	206	6	200	203	3	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	21,342	20,812	530	19,343	18,928	415
	国債	1,268	1,203	64	1,154	1,103	51
	地方債	4,736	4,606	130	4,586	4,479	107
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,338	15,002	335	13,601	13,345	256
	その他	6,517	6,121	396	11,504	10,825	679
小計	27,860	26,933	926	30,848	29,753	1,094	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	3,209	3,257	△ 47	2,559	2,599	△ 40
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	361	364	△ 2	332	335	△ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,848	2,892	△ 44	2,227	2,264	△ 37
	その他	9,347	10,587	△ 1,239	8,307	8,686	△ 379
小計	12,557	13,844	△ 1,286	10,867	11,286	△ 419	
合計	40,418	40,778	△ 360	41,715	41,040	675	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
子会社・子法人等株式	—	—
非上場株式	20	20
その他の証券	62	78
合計	83	98

## ▶ 金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- その他の金銭の信託 該当ありません。

## ▶ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

該当ありません。

# 開示項目

## 単体開示項目（信用金庫法施行規則第132条）

事業の組織	17
理事・監事の氏名及び役職名	17
事務所の名称及び所在地	18
主要な事業の内容	20
直近の事業年度における事業の概況	22
<b>直近の5事業年度における主要な事業の状況</b>	
◆ 経常収益	61
◆ 経常利益	61
◆ 当期純利益	61
◆ 出資総額及び出資総口数	61
◆ 純資産額	61
◆ 総資産額	61
◆ 預金積金残高	61
◆ 貸出金残高	61
◆ 有価証券残高	61
◆ 単体自己資本比率	61
◆ 出資に対する配当金	61
◆ 職員数	61
<b>直近の2事業年度における事業の状況</b>	
◆ 業務粗利益及び業務粗利益率	62
◆ 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	62
◆ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り	62
◆ 資金利鞘	62
◆ 受取利息及び支払利息の増減	62
◆ 総資産経常利益率	62
◆ 総資産当期純利益率	62
◆ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	63
◆ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	63
◆ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	63
◆ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	63
◆ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	63
◆ 使途別の貸出金残高	63
◆ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	64
◆ 預貸率の期末値及び期中平均値	63
◆ 商品有価証券の期末残高・平均残高	64
◆ 有価証券の種類別の平均残高	64
◆ 有価証券の残存期間別残高	64
◆ 預証率の期末値及び期中平均値	64
◆ リスク管理の体制	29～30
◆ 法令遵守の体制	30
◆ 金融ADR制度への対応	31～32
◆ 役員員の報酬体系の開示	33
<b>直近の2事業年度における財産の状況</b>	
◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	56～61
◆ 破綻先債権に該当する貸出金	34
◆ 延滞債権に該当する貸出金	34
◆ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	34
◆ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	34
◆ 有価証券の時価等及び評価損益	65
◆ 金銭の信託の時価等及び評価損益	65
◆ テリパティブ取引等の時価等及び評価損益	65
◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
◆ 貸出金償却の額	63

## 単体開示項目（信用金庫法施行規則第132条）

金融再生法開示債権及び保全状況	35
-----------------	----

### 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項

自己資本の構成に関する事項	44
自己資本の充実度に関する事項	45
信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
◆ 信用リスクに関するエクスポージャー及び 主な種類別の期末残高	46
◆ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び 期中の増減額	47
◆ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	47
◆ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	47
信用リスク削減手法に関する事項	48
証券化エクスポージャーに関する事項	49
出資等エクスポージャーに関する事項	50
金利リスクに関する事項	51
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	52
オペレーショナル・リスクに関する事項	52
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	48

### 任意開示項目

秋田信用金庫と地域社会	2～3
地域密着型金融の取組み	4～6
金融仲介機能のベンチマーク	7～9
あきしんこの1年	10～14
経営理念、沿革	16
信金中央金庫	21
業況および諸比率の推移	23
総代会について	24～27
モニター会議について	28
営業のご案内	36～42

